

第2期池田町いのち支える自殺対策計画

令和7年3月

池 田 町

はじめに



我が国では、平成 18 年に施行された自殺対策基本法に基づき、自殺対策が総合的に推進された結果、年々自殺者数が減少するなど着実に成果をあげてきました。

しかし、コロナ禍により様々な社会生活活動が制限された影響等で自殺の要因となる諸問題が悪化したことにより、令和 2 年以降、女性や若者の自殺が増加するなど、依然として 2 万人を超える方が自ら命を絶つという深刻な状況が続いています。

このような自殺をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、令和 4 年 10 月に自殺総合対策大綱が見直され、総合的な自殺対策の推進・強化が図られています。

本町においては、「誰も自殺に追い込まれることのない池田町」の実現に向け、平成 31 年に策定された「池田町のいのち支える自殺対策計画」に基づき、各施策を積極的に推進してまいりましたが、この度、国や岐阜県の動向等を踏まえ、本町の実情に即した自殺対策を推進するため「第 2 期池田町のいのち支える自殺対策計画」を策定しました。

本計画では、前計画の評価も踏まえ、地域におけるネットワークの強化や人材の育成、町民の皆様への啓発・周知など 5 つの基本施策とともに、自殺のリスク要因の内、ハイリスク層に焦点を絞った対策として、これまでの「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に加え、新たに「子ども・若者」「女性」を加えた 5 つの重点施策に取り組むこととしています。

町民一人ひとりが、こころの健康づくりを身近なこととして認識し、心身ともに健やかで、いきいきと暮らせることを目標とし、関係機関及び各種団体等と情報交換や連携をすることで、生きるための包括的な支援を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をくださいました町民の皆様、関係機関、関係団体をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました池田町のいのち支える自殺対策ネットワーク会議の委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

池田町長 竹中 誉

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	5

第2章 池田町の自殺の現状

1 自殺の状況	6
2 アンケート調査からみる現状（休養・こころの健康づくり）	11
3 第1期計画の振り返りと評価	21

第3章 自殺対策の基本的な考え方

1 計画の目指す姿	44
2 計画の数値目標	45
3 施策の体系	45

第4章 施策の展開

基本施策1 地域におけるネットワークの強化	46
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	47
基本施策3 町民への啓発と周知	48
基本施策4 生きることの促進要因への支援	50
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	53
重点施策1 高齢者	54
重点施策2 生活困窮者	57
重点施策3 勤務・経営	58
重点施策4 子ども・若者	59
重点施策5 女性	60
生きる支援関連施策	61

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	71
2 計画の進捗管理	71

資料編

1 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）	72
2 自殺総合対策大綱（概要）	78
3 池田町いのちを支える自殺対策計画 計画策定経過	80
4 池田町いのちを支える自殺対策推進本部設置要綱	81
5 池田町いのちを支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱	83
6 池田町いのちを支える自殺対策ネットワーク会議委員名簿	84
7 用語解説	85



計画の基本的な考え方

1 策定の背景及び趣旨

(1) 自殺の背景、状況

日本国内の自殺者数は平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成24年に15年ぶりに3万人を下回りました。その後、自殺者数は減少傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となる様々な問題が悪化したこと等により、女性や若者の自殺が増加する等、令和2年には11年ぶりに総数が増加に転じており、現在も依然として、2万人を超える方が自ら命を絶つという深刻な状況が続いています。

また、若年層では、20歳未満の自殺者数は平成10年以降ほとんど減少していない状態となっています。そして、20歳代や30歳代における死因の第1位が自殺であり、特に令和2年以降、20歳代の女性で自殺死亡率が大きく上昇し、現在も同水準となっています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、健康上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得ることであり、個人だけの問題ではなく、広く社会の問題であるという認識のもと、多様な関係機関との連携による支援の実施が求められます。

(2) 国の動向

国では、平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が広く「社会的な問題」と捉えられるようになり、平成28年には基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。

さらに、平成29年に閣議決定された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」についても令和4年10月に見直されました。見直し後、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」等を追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

(3) 県の動向

岐阜県においては、国の方針を受け、平成21年に「自殺総合対策行動計画」、平成26年に「第2期自殺総合対策行動計画」、平成30年に「第3期自殺総合対策行動計画」策定してきました。令和6年の「第4期自殺総合対策行動計画」は、「自殺対策基本法」及び新しい「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、県、市町村、関係機関、民間団体、県民が一体となり、一人ひとりの尊い命を守り、支えていくことで、「誰も自殺に追い込まれることのない岐阜県」の実現を目指しています。

(4) 策定の趣旨

池田町においては、平成31年3月に「池田町いのち支える自殺対策計画」を策定し、『誰も自殺に追い込まれることのない池田町』の実現に向けて、行政、地域、関係機関・団体等が連携して、自殺対策の推進に取り組んできました。

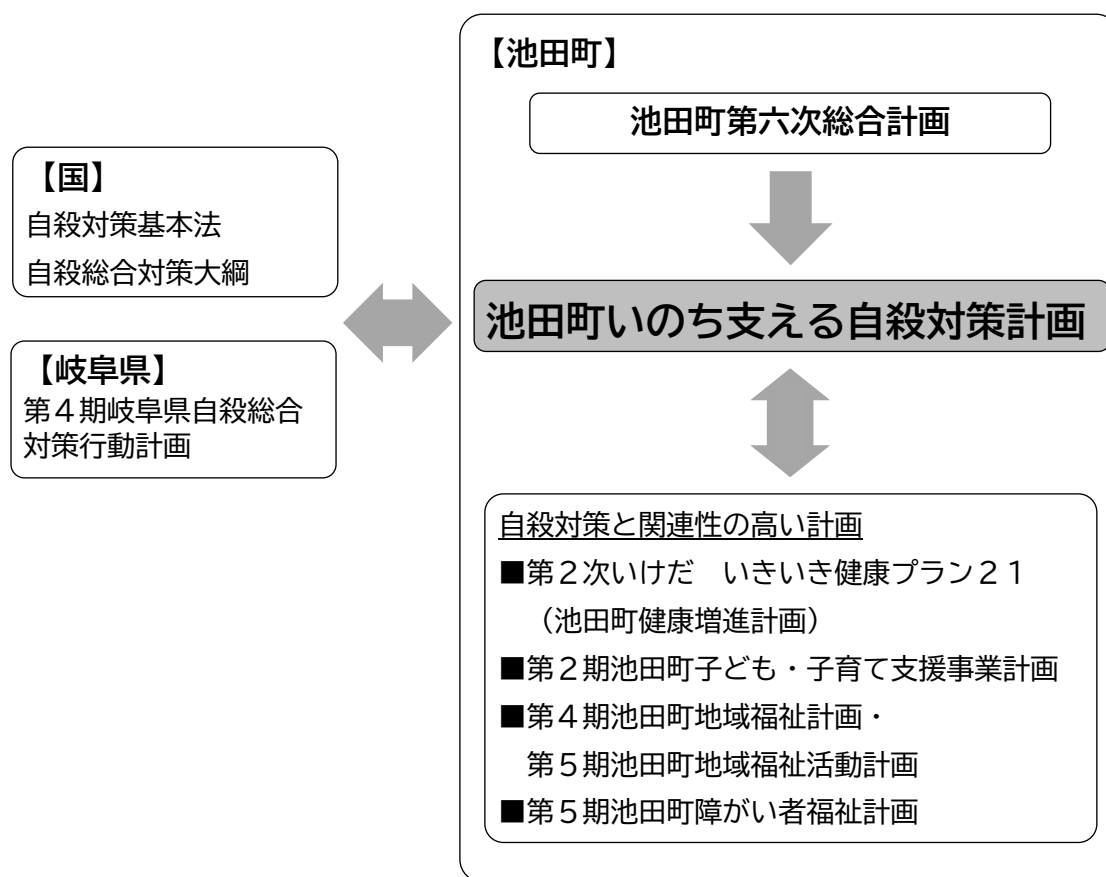
この度、現計画の計画期間の満了に伴い、池田町におけるこれまでの取組を評価し、国や岐阜県の自殺に係る動向等新たな課題をふまえて、誰も自殺に追い込まれることのない池田町を実現するため「第2期池田町いのち支える自殺対策計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条2項に基づき本町の状況に応じて策定するものです。

また、令和4年10月に改定された「自殺総合対策大綱」の基本理念及び、令和6年3月に策定された「第4期岐阜県自殺総合対策行動計画」を踏まえ、池田町の自殺対策を推進していくための総合的な計画です。

同時に、「池田町第六次総合計画」と整合性を持ち、自殺対策に関連する他の計画とも連携を図ります。



また、SDGs（持続可能な開発目標）は、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。自殺対策の推進もSDGsの理念に合致するものと考え、本計画においても、この趣旨を踏まえて取り組んでいきます。

関連のある目標は、「1. 貧困をなくそう」「2. 飢餓をゼロに」「3. すべての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」「5. ジェンダー平等を実現しよう」「8. 働きがいも経済成長も」「10. 人や国の不平等をなくそう」「11. 住み続けられるまちづくりを」「16. 平和と公正をすべての人に」「17. パートナリシップで目標を達成しよう」等が挙げられます。



3 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱がおおむね5年に1度を目安として改定がされています。また、岐阜県では令和6年度～令和11年度までの「第4期自殺総合対策行動計画」を策定しています。本計画の計画期間は、国・県の動向や関連性の高い健康増進計画との連携を図るため、令和7年度から令和12年度までの6年間を実施期間とします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
策定	第2期池田町いのち支える自殺対策計画					

4 計画の策定体制

(1) 池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議の開催

本計画を策定するため、関係機関・組織等で構成する池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議を開催し、計画案に対する意見を伺いました。

(2) アンケート調査の実施

健康・自殺に関わる実態や、意識等を把握するため、池田町在住の 20 歳以上の男女 800人に対して郵送とWEBによるアンケート調査を行い、有効回答数は352通でした。(有効回答率 44.0%)

(3) パブリックコメントの実施

令和7年1月に計画の素案を役場や保健センターの窓口、ホームページで公開し、町民から意見を聴取しました。

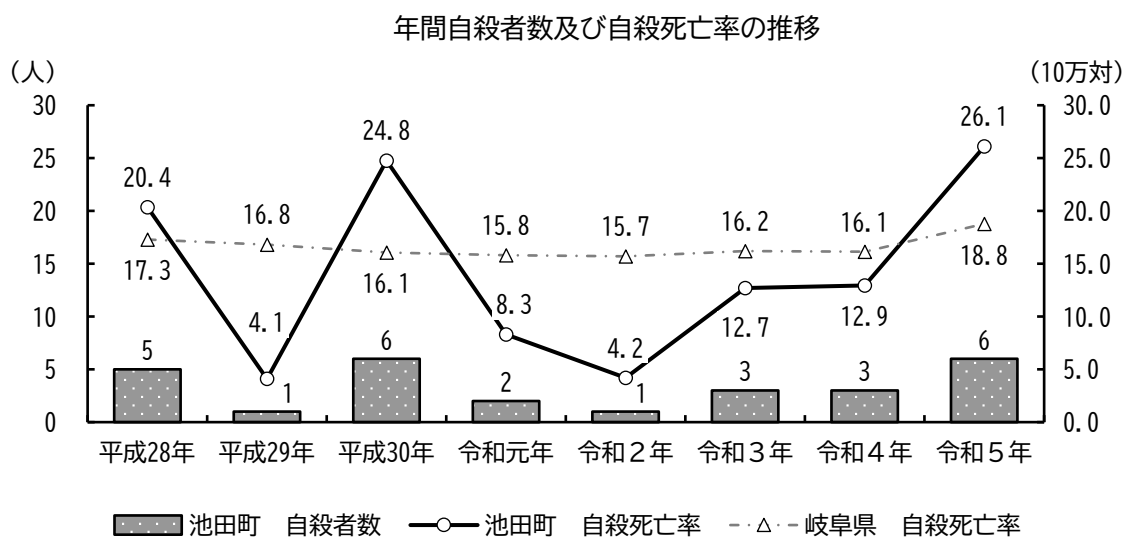


池田町の自殺の現状

1 自殺の状況

(1) 年間自殺者数及び自殺死亡率の推移

平成28年～令和5年の間に自殺で亡くなった人は合計27人で、年間平均の自殺者数は3.4人となっています。また、自殺死亡率の8年間平均は14.2で、岐阜県の平均16.6より低い値となっています。自殺者数は年により増減が大きく、着実に減少しているとは言えない状況です。

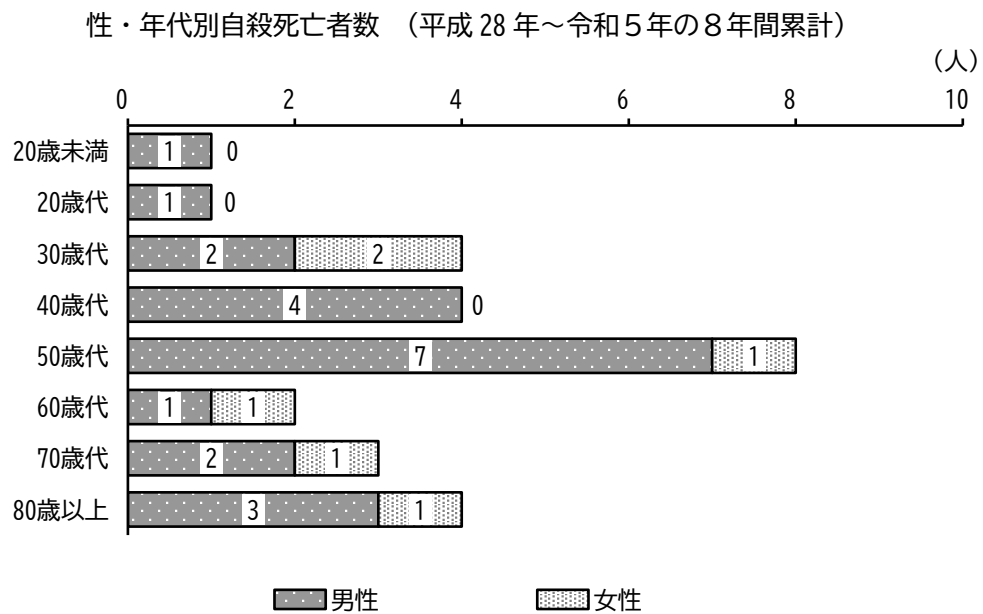


資料：いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）「地域自殺実態プロファイル」

(2) 性・年代別自殺死亡者数（平成28年～令和5年の8年間累計）

8年間累計の自殺者数27人の男女別内訳は、男性21人、女性6人であり、男性の割合が77.8%と多くなっています。

年代別では、50歳代が最も多く、その中でも特に男性が大半を占めています。また、30歳代、40歳代も多くなっています。



資料：いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）「地域自殺実態プロファイル」

(3) 年齢階級別の死因順位（平成28年～令和3年の6年間累計）

年齢階級別の死因をみると、20歳代、30歳代で自殺が第1位となっています。

年齢階級別の死因順位（平成28年～令和3年の6年間累計）

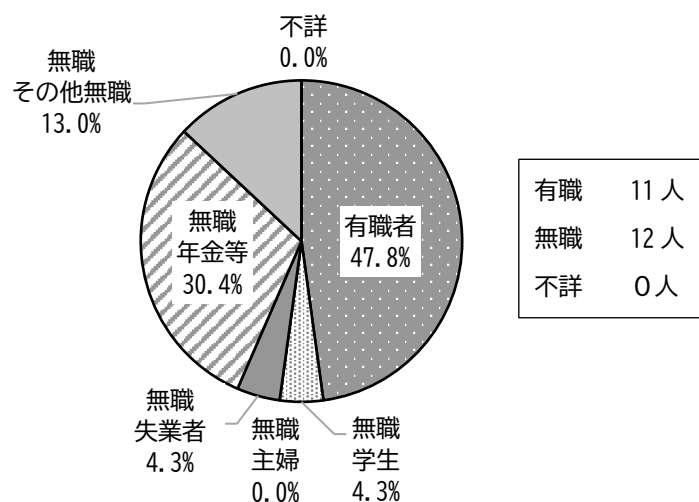
	第1位	第2位	第3位	第4位
20歳未満	悪性新生物	なし	なし	なし
20歳代	自殺	不慮の事故	なし	なし
30歳代	自殺	悪性新生物、 心疾患、肺炎	なし	なし
40歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患、自殺	不慮の事故、肝疾患
50歳代	悪性新生物	肝疾患	脳血管疾患、 心疾患、自殺	不慮の事故
60歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患、 不慮の事故	肺炎
70歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎
80歳以上	悪性新生物	心疾患	肺炎、老衰	脳血管疾患

資料：人口動態統計「西濃地域の公衆衛生」に基づき作成

(4) 職業別自殺者割合の状況（平成28年～令和5年の8年間累計）

有職者は47.8%、無職者は52.2%であり、やや無職者が多い状況です。

職業別自殺者割合（平成28年～令和5年の8年間累計）

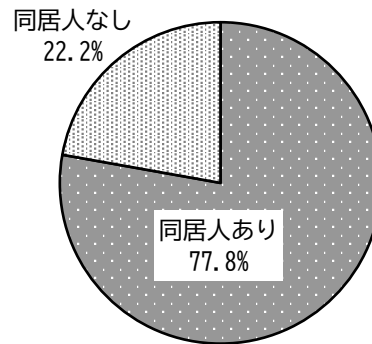


※ 平成29年、令和元年、令和2年は公表なし
資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(5) 同居人の有無（平成28年～令和5年の8年間累計）

同居人の有無別をみると、77.8%と大半に同居人がいるという結果になっています。

同居人の有無の割合（平成28年～令和5年の8年間累計）



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(6) 自殺未遂の状況（平成28年～令和5年の8年間累計）

池田町の自殺死亡者のうち、亡くなる前に自殺未遂の経験があった人は、不詳であった人を除くと13.0%となります。大半の人は自殺未遂の経験なく自殺により亡くなっています。

自殺未遂歴があった自殺死亡者の割合（不詳を除く）（平成28年～令和5年の8年間累計）

	自殺未遂歴あり	自殺未遂歴なし	不詳
池田町	13.0%	65.2%	21.7%
岐阜県	17.9%	60.9%	21.1%

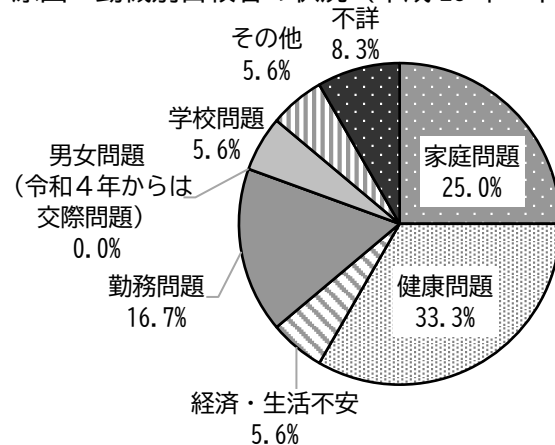
※ 平成29年、令和元年、令和2年は公表なし

資料：いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）「地域自殺実態プロファイル」

(7) 原因・動機別自殺者の状況（平成28年～令和5年の8年間累計）

自殺者の原因・動機では、健康問題33.3%と最も多くなっていますが、自殺の多くは、様々な原因及び背景があり、それらの要因が複雑に連鎖する中で起きています。

原因・動機別自殺者の状況（平成28年～令和5年の8年間累計）



※ 自殺の原因・動機に係る集計について

○平成28年～令和3年：遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上。

○令和4年～令和5年：家族の証言等から自殺の原因・動機と考えられるものについて、原因・動機を4つまで計上。

※ 平成29年、令和元年、令和2年は公表なし

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(8) 池田町の主な自殺の特徴（令和元年～令和5年累計）

池田町の主な自殺の特徴（令和元年～令和5年累計）

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位：男性 60歳以上無職独居	3人	20.0%	254.6	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2位：男性 40～59歳無職同居	2人	13.3%	216.5	失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺
3位：男性 60歳以上無職同居	2人	13.3%	20.7	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
4位：女性 60歳以上無職同居	2人	13.3%	13.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位：男性 40～59歳無職独居	1人	6.7%	648.5	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

※ 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順となっている。

※ 自殺死亡率の母数（人口）は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

※ 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンクを参考に、生活状況別の自殺に多くみられる全国的な自殺の危機経路を例示。示された危機経路は一例である。

資料：いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）「地域自殺実態プロファイル」

2 アンケート調査からみる現状（休養・こころの健康づくり）

調査の概要

調査対象：池田町在住の20歳以上を無作為抽出

調査期間：令和6年7月25日～令和6年8月19日

調査方法：郵送による配布 郵送またはWEBによる回答

回収状況：配布数 800 通 有効回答数 352 通 有効回答率 44.0%

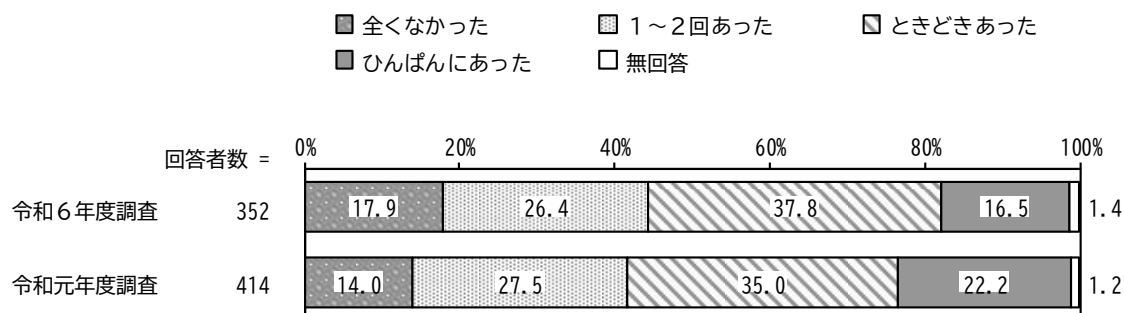
（1）アンケート結果

・この1か月間に不安・悩み・苦労等のストレスを感じたことがあったかの回答

【全体】

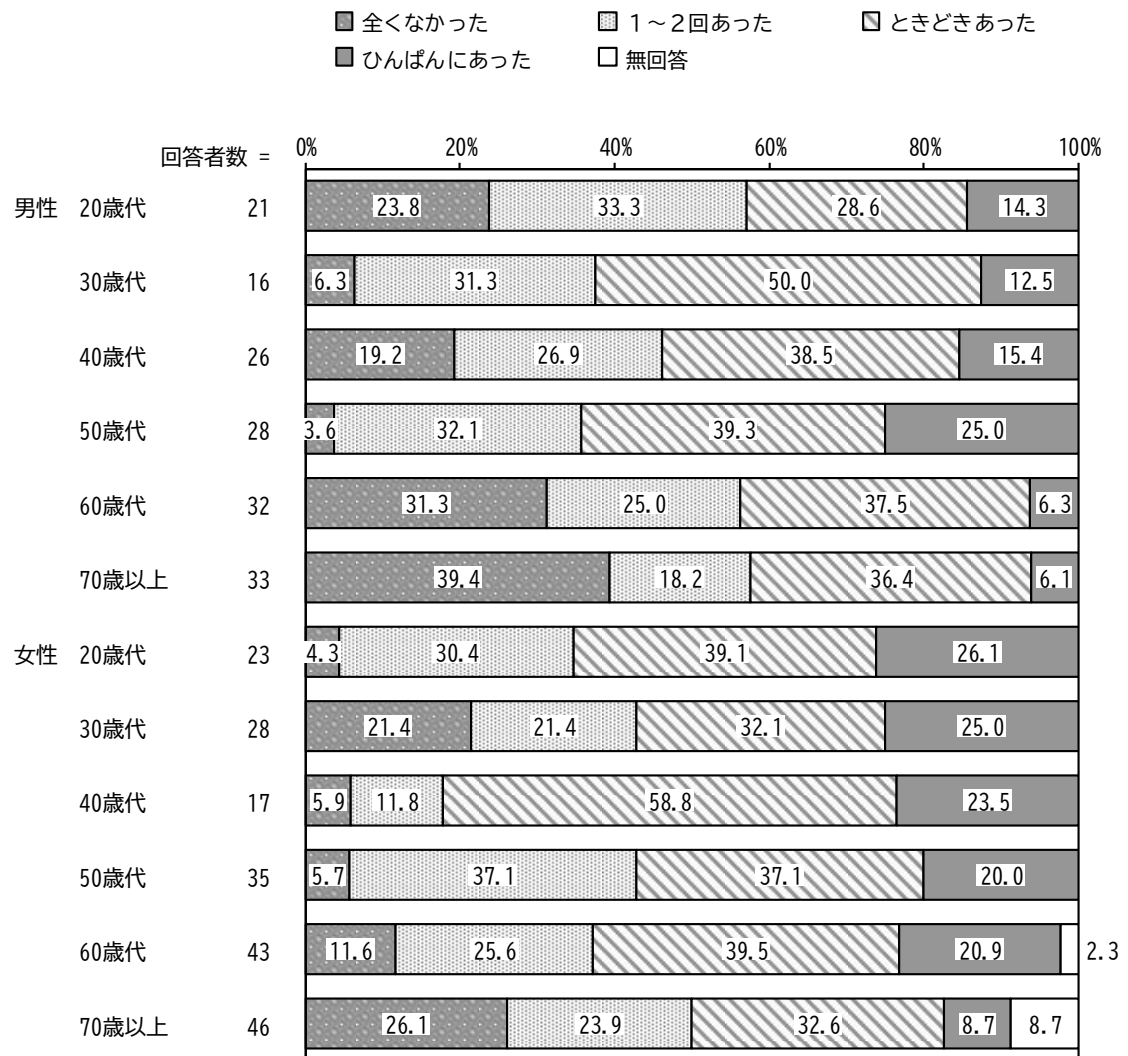
「ときどきあった」の割合が37.8%と最も高く、次いで「1～2回あった」の割合が26.4%、「全くなかった」の割合が17.9%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「ひんぱんにあった」の割合が減少しています。



【性・年齢別】

性・年齢別にみると、20～40歳代の女性、50歳代の男性で「ひんぱんにあった」の割合が高くなっています。一方、男性70歳以上で「全くなかった」の割合が高くなっています。

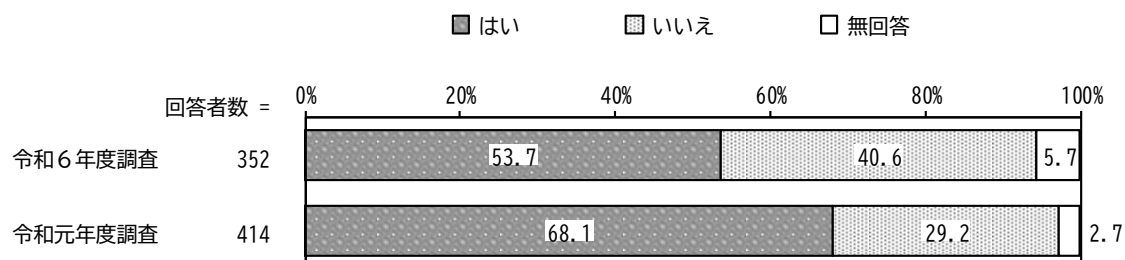


・自分なりのストレス解消法はあるかの回答

【全体】

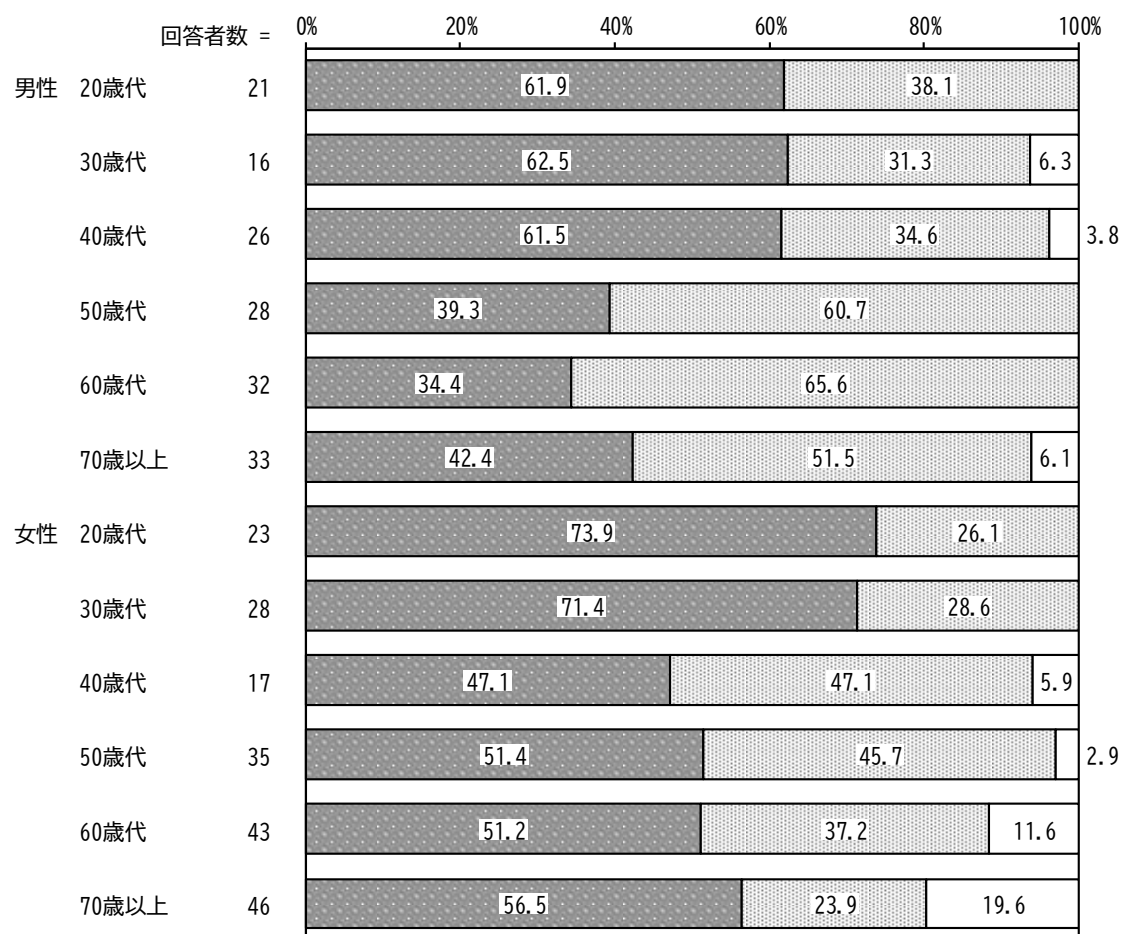
「はい」の割合が53.7%、「いいえ」の割合が40.6%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「いいえ」の割合が増加しています。



【性・年齢別】

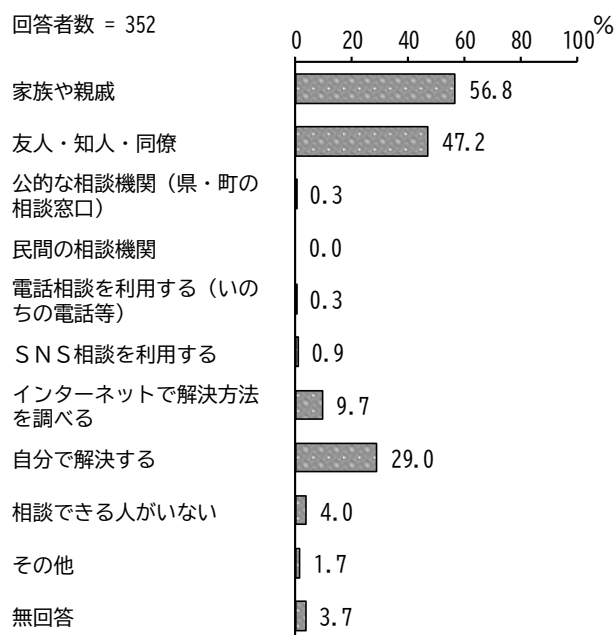
性・年齢別にみると、男性60歳代で「いいえ」の割合が高くなっています。



・不安や悩み、ストレス等がある時、誰に相談するかの回答

「家族や親戚」の割合が56.8%と最も高く、次いで「友人・知人・同僚」の割合が47.2%、「自分で解決する」の割合が29.0%となっています。

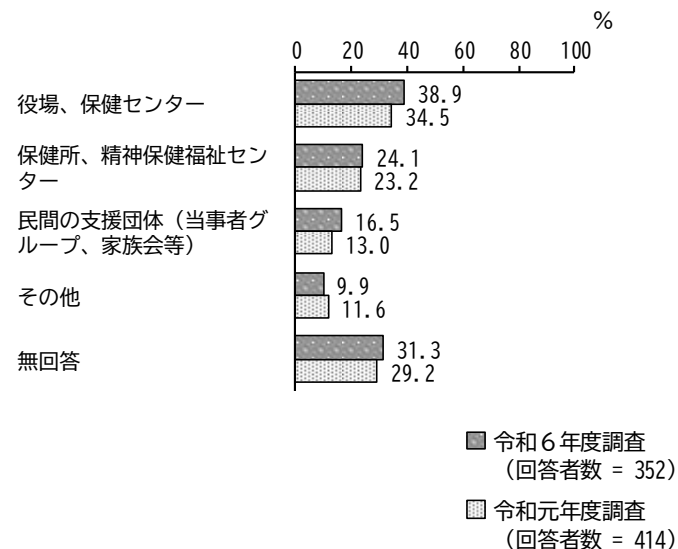
回答者数 = 352



・こころの不調に気づいたとき、相談できる窓口（医療機関を除く）を知っているかの回答

「役場、保健センター」の割合が38.9%と最も高く、次いで「保健所、精神保健福祉センター」の割合が24.1%、「民間の支援団体（当事者グループ、家族会等）」の割合が16.5%となっています。一方で、「無回答」の割合が31.3%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



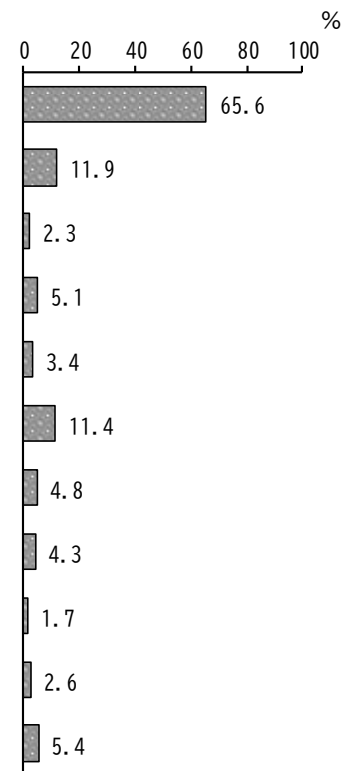
・コロナ禍以降において、心身の変化があったの回答

「特になし」の割合が 65.6%と最も高く、次いで「体重が増えた」の割合が 11.9%、「疲れやすい・体がだるい」の割合が 11.4%となっています。

全体から「特になし」と「無回答」を除いた“何らかの心身の変化があった”の割合は 29.0%となっています。

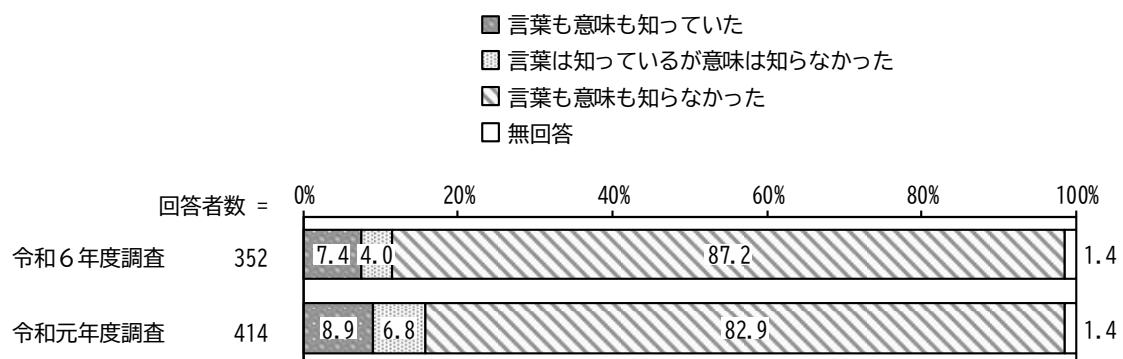
回答者数 = 352

特になし
体重が増えた
体重が減った
眠れない・眠りが浅い
イライラする・落ち着かない
疲れやすい・体がだるい
不安が増強した
孤独を感じる
喫煙・飲酒が増えた
その他
無回答



・「ゲートキーパー」を知っているかの回答

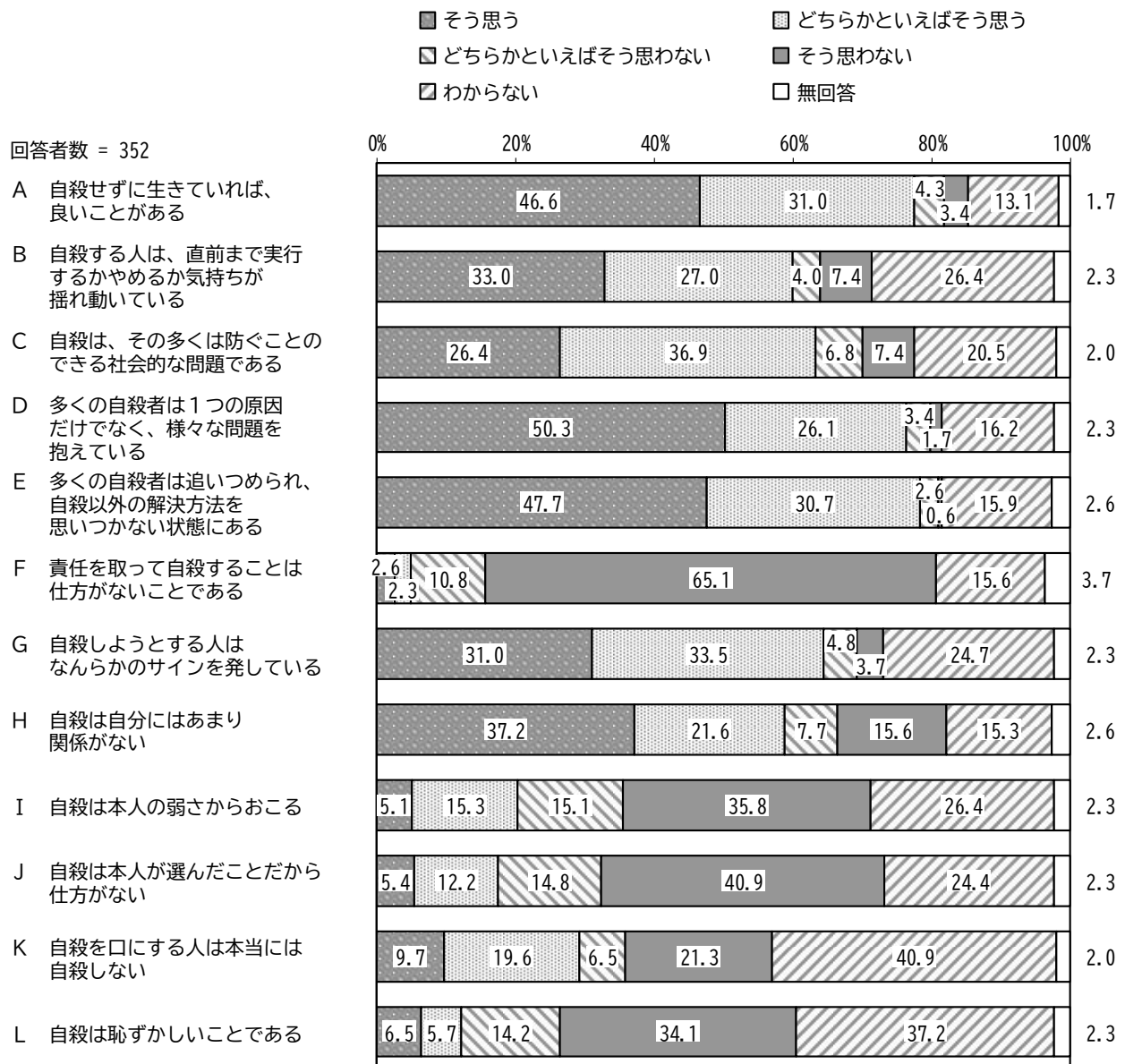
「言葉も意味も知らなかった」の割合が87.2%と最も高くなっています。令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



・自殺に対してどのように思うかの回答

『A 自殺せずに生きていれば、良いことがある』、『D 多くの自殺者は1つの原因だけでなく、様々な問題を抱えている』、『E 多くの自殺者は追いつめられ、自殺以外の解決方法を思いつかない状態にある』で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が高く、7割台後半となっています。

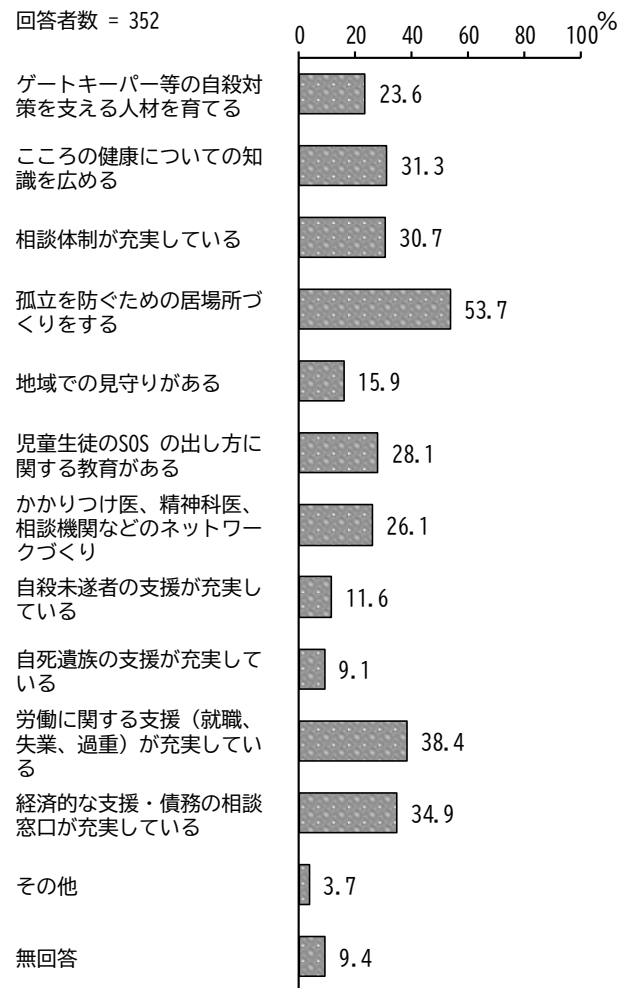
一方、『H 自殺は自分にはあまり関係がない』では、“そう思う”の割合が約6割となっています。また、『F 責任を取って自殺することは仕方がないことである』で「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”の割合が高く、7割半ばとなっています。



・「自殺」を防ぐために大切だと思うことの回答

「孤立を防ぐための居場所づくりをする」の割合が53.7%と最も高く、次いで「労働に関する支援（就職、失業、過重）が充実している」の割合が38.4%、「経済的な支援・債務の相談窓口が充実している」の割合が34.9%となっています。

回答者数 = 352



(2) アンケート等からの分析

(基本施策1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進に当たり、基盤となる取組は、地域におけるネットワークを強化することです。

アンケート調査では、不安や悩み、ストレス等がある時、誰に相談するかの回答については、「自分で解決する」の割合が29.0%、「相談できる人がいない」の割合が4.0%となっています。

さらに、自殺につながるかもしれない悩みを抱えていても医療や支援を受けていない人もいると考えられます。生きることへの不安や悩みを抱えている人を把握した場合は、関係機関・団体等が連携し、生きるための包括的支援を推進する必要があります。

(基本施策2) 自殺対策を支える人材の育成

地域においてネットワークを強化し充実したものにするためには、それを支える人材育成が必要です。

アンケート調査では、「ゲートキーパー」を知っているかの回答について、「言葉も意味も知らなかった」の割合が87.2%と最も高くなっています。

ゲートキーパーは自殺対策において早期対応の中心的役割を果たすことが期待されるため、ゲートキーパーの認知度を向上させるとともに、より多くの人々がゲートキーパーとしての意識を持って自分自身や、身近な人を支えることができるよう、知識の普及啓発を行う必要があります。

(基本施策3) 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれることは、「誰にでも起こり得る危機」であります。

アンケート調査では、こころの不調に気づいたとき、相談できる窓口（医療機関を除く）を知っているかの回答について、「役場、保健センター」の割合が38.9%と最も高く、次いで「保健所、精神保健福祉センター」の割合が24.1%、「民間の支援団体（当事者グループ、家族会等）」の割合が16.5%となっている一方で、「無回答」の割合が31.3%となっています。

また、自殺に対してどのように思うかの回答については、「自殺は自分にはあまり関係がない」では、“そう思う”の割合が約6割となっています。

相談することに対する敷居を下げていくとともに、自殺予防につながるこころの健康づくりに関する関心と理解を深める等、今後もより一層の普及啓発を実施することが必要です。また、生きていく上で誰もが様々なストレスや困難に直面し、こころの健康を損なう可能性があります。自らこころの不調に気づくことができるよう、正しい知識の普及啓発を進めるとともに、適切な情報提供や相談ができる体制の整備等を進める対策が必要です。

（基本施策4）生きることの促進要因への支援

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなります。

アンケート調査では、この1か月間に不安・悩み・苦労等のストレスを感じたことがあったかの回答について、「ときどきあった」の割合が37.8%と最も高く、性・年齢別にみると、20～40歳代の女性、50歳代の男性で「ひんぱんにあった」の割合が高くなっています。

また、「自殺」を防ぐために大切だと思うことの回答については、「孤立を防ぐための居場所づくりをする」の割合が53.7%と最も高く、次いで「労働に関する支援（就職、失業、過重）が充実している」の割合が38.4%、「経済的な支援・債務の相談窓口が充実している」の割合が34.9%となっています。

自殺は多種多様な要因が複雑に関係していることから、様々な悩みに対し相談体制の充実と孤立を防ぐ居場所づくりの活動が必要です。

（基本施策5）児童生徒のSOSの出し方に関する教育

子どもは、辛い気持ちを抱えていても周囲が気づかなかったり、相談や支援につながりにくい傾向もあります。

全国的にも少子化が進む一方で、自殺をする子どもが増えており、特に小中高生の自殺者数は令和4年に過去最多、令和5年も同水準の513人となっています。

児童・生徒を含め、若年層を取り巻く状況は複雑・多様化しており、本町においても若年層に対して、身近な場所における自殺対策の取組の充実が必要です。

社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための児童・生徒に対する「SOSの出し方に関する教育」等、自殺対策に関する教育の実施を充実させる必要があります。

（重点施策１）高齢者

多くの高齢者は、子どもが独立し、仕事からも引退することで家庭や社会における役割が小さくなる傾向があるとともに、配偶者の死に直面したり、心身の機能の低下による社会参加の機会減少等、環境変化も起こりやすい時期です。

アンケート調査では、自分なりのストレス解消法はあるかの回答について、「はい」の割合が53.7%、「いいえ」の割合が40.6%となっているものの、性・年齢別にみると、男性60歳代で「いいえ」の割合が65.6%と高くなっています。

高齢期を健康に過ごすためには、社会や地域活動への参加、交流を図ることが重要です。地域包括ケアシステムとの連携を図りながら、高齢者の孤立を防ぐための居場所づくりや社会参加に向けた取組の対策が必要です。

（重点施策２）生活困窮者

経済的な困窮は、自殺の大きなリスク要因となります。生活困窮者はその背景として、精神疾患、発達障害、育児・介護、多重債務、労働、虐待、DV等の多様かつ広範囲な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて、社会から孤立しやすいという傾向にあります。

平成28年から令和5年の8年間累計の原因・動機別自殺者の状況では家庭問題25.0%、経済・生活不安は5.6%となっています。

生活困窮の状態にある人・生活困窮に至る可能性のある人が必要な支援を受けられるように生活困窮者自立支援制度等と連動し、対策をとることが必要です。

（重点施策３）勤務・経営

労働環境の問題は、心身の健康状態や経済状況等に影響を及ぼし、生活に直結します。

平成28年から令和5年の8年間累計の職業別自殺者割合の状況では、有職者は47.8%、無職者は52.2%となっています。

労働の問題等で、精神的に追い詰められることがないように、職場におけるメンタルヘルス対策の推進や、中小企業等(個人事業主含む)に対する経営相談等経営改善のための適切な支援が必要です。

加えて、仕事と生活を調和させ、誰もがやりがいや充実感を感じながら健康で働き続けることのできる社会を実現するため、長時間労働の是正、ライフ・ワーク・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策の普及啓発、心身の不調を感じた時に利用できる相談体制の整備・充実が必要です。

3 第1期計画の振り返りと評価

(1) 目標値に対する評価

本町においては、令和元年から令和5年の平均自殺者数が、平成21年から平成28年までの平均自殺者数より50%以上減少させることを目標とし、「誰も自殺に追い込まれることのない池田町」の実現を目指しました。

結果として平均の自殺者数は、5.3人から3.0人と減少し、自殺死亡率についても21.2から12.8と50%以上の減少までとはならないものの、改善方向に至りました。

基準年	平成21年～平成28年平均	令和元年～令和5年平均
自殺者数(人)	5.3人	3.0人
自殺死亡率 (人口10万人対)	21.2	12.8

(2) 施策の取組状況

「誰も自殺に追い込まれることのない池田町」の実現に向け、計画期間において実施した内容とその評価結果は以下のとおりです。

■実施状況と評価：平成31年度～令和5年度の実施状況と担当課の評価

■達成度：5年間の達成度

基本施策（1）地域におけるネットワークの強化

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
池田町いのち支える自殺対策推進本部会議・幹事会	自殺対策について庁内関係部署と連携を図り、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための会議を開催する。	保健センター	毎年1回実施できた。	実施
池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議	関係機関や専門家等を構成員とする池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議を設置し、連携して自殺対策を推進するとともに、町の自殺対策に関する協議を行う。	保健センター	毎年1回実施できた。	実施

基本施策（２）自殺対策を支える人材の育成

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
各研修会等の活用	区長や民生児童委員、食生活改善推進員、母子保健推進員等の研修会の一部の時間を活用し、自殺対策に関する内容を取り入れる機会を設ける。	総務課	実績なし	実績なし
		健康福祉課	自殺対策に関する内容を取り入れる機会を設けた。	100%
		保健センター	毎年、関係団体への周知・啓発が実施できた。	実施
町職員の研修事業	新任研修や職員全体研修の中で、自殺対策に関する内容を導入する。	総務課	実績なし	実績なし
		保健センター	コロナ禍の影響で対面での実施はできなかった。	準備段階
ゲートキーパー研修の受講を推奨	全町職員を対象としたゲートキーパー研修受講を推奨。	保健センター	コロナ禍の影響で対面での実施はできなかった。	方法を変更して実施
	各種団体を対象としたゲートキーパー研修受講を推奨。	保健センター	毎年、関係団体への周知・啓発が実施できた。	実施

基本施策（３）町民への啓発と周知

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
自殺予防週間（９月）、自殺対策強化月間（３月）における啓発活動	役場ロビーや保健センター等の町内各機関、コミュニティバスや温泉バス車内にポスターを掲示するとともに、町民一人ひとりがこころの健康や自殺予防の基本認識が持てるようリーフレット等の設置を行う。	総務課	ポスター、チラシ等を設置した	実施
		企画課	令和５年９月末のバス路線廃止までは実施できた。	実施
		保健センター	毎年、９月と３月に普及啓発を実施できた。	実施
		池田温泉	５カ年で町内外含め、146.6万人ほどの温泉利用者に広く啓発できた。	100%
		社会教育課	公共施設利用者に周知ができた。	100%
	町のマスコットキャラクター「ちゃちゃまる」を活用しPR活動を実施する。	企画課	ちゃちゃまるを活用した普及啓発活動は実施されていない。	未実施
		保健センター	未実施。	未実施
	各小中学校の図書館にて、こころの健康に関する書籍紹介やテーマ展示、ポスターの掲示等を実施する。	学校教育課 各小中学校	関連書籍の紹介やポスターの掲示を行った。	100%
	こころの健康に関する書籍紹介やテーマ展示、ポスターの掲示等を実施する。	図書館	毎年２回の関連書籍展示を実施。	実施

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
相談先等の情報を掲載したリーフレット配付	納税等の支払いや町営住宅への入居申請等の各種手続き、相談のため窓口を訪れた町民に対して、相談窓口を掲載したリーフレットを配付する。	税務課	実施内容どおり対応ができています	実施
		住民課	全てのリーフレット配布	100%
		環境課	随時更新されたリーフレットを配置し、相談窓口を周知することができた。	実施
		健康福祉課	窓口を訪れた町民に対して、相談窓口を掲載したリーフレットを配備した。	100%
		保健センター	相談窓口を周知することができた。	実施
		保険年金課	各種申請等の手続き者に配付し、相談窓口を周知することができた。	実施
		建設課	各種申請等の手続き者に配付し、相談窓口を周知することができた。	実施
		産業課	各種申請等の手続き者に配付し、相談窓口を周知できた。	実施
		水道課	各種申請等の手続き者に配付し、相談窓口を周知することができた。	100%
		学校教育課	各種申請等の手続き者に配付し、相談窓口を周知することができた。	100%
		社会福祉協議会	各種申請等の手続き者に配付し、相談窓口を周知することができた。	実施
町政報告会における啓発	町長が自ら地域に出向き、行政に関する意見等を聴き町民と語り合う場において、自殺対策に関する内容を盛り込むことで町民への啓発の機会となり得る。	総務課	実績なし	実績なし
同和・人権啓発事務（人権啓発事業）	年に1回実施する講演会の中で、自殺問題について言及することで、自殺対策を啓発する機会とする。	健康福祉課	新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザウイルス対策のため、自殺対策を啓発する講演会を開催できなかった。	0%

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
健康・福祉・エコフェアにおける啓発	自殺対策に関するパネル展示や啓発グッズの配布を行うことにより、町民への啓発を図る。	保健センター	実施可能な方法で啓発を行うことができた。	変更して実施
地区組織等健康教育・健康相談	健康教育の中で、こころの健康に関する内容を取り上げたり、相談先を掲載したリーフレットを配付することで、町民への啓発を図る。	保健センター	地区組織への啓発を実施できた。	実施
出前講座	講座のメニューの中に、「池田町の自殺対策の取組に関すること」や「こころの健康」等を加えることで、町民への啓発の機会となる。	社会教育課	新型コロナウイルス感染症禍の影響もあり、講座による十分な啓発には至らなかった。	40%
広報・ホームページ・ツイッターを通じた広報活動	自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に、こころの健康に関する内容を掲載することで普及啓発を図る。また、通年を通じた相談窓口の周知を図る。	保健センター	普及啓発に努めることができた。	実施

基本施策（4）生きることの促進要因への支援

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
人権相談	相談を受け問題点の洗い出しや対処方法を話し合う中で、相談者の心が安らくなること、相談機関や行政の支援を受ける方法を紹介すること、人権審判事件として取り上げ対処すること等により、いじめ、差別、暴力等に起因する自殺防止に寄与することもある。	住民課	年7回実施	100%
公害・環境関係の苦情相談	自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。苦情や相談があった際、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用し、苦情主や相談者の自殺リスクに気付き、関係部局との連携を図りながら問題の改善に向け対処する。	環境課	苦情内容に応じ、関係する機関と情報共有を図り、連携し柔軟に対応した。	実施
保健福祉総合相談・案内窓口業務	保健福祉に関する総合的な相談や案内等を実施する。相談者の中で、自殺リスクの高い者に対して、適切な支援先につなぐ等の対応を行うことで自殺リスクの軽減を図る。	健康福祉課	保健福祉に関する総合的な相談や案内等を実施し、相談者に対して支援につながるよう積極的に情報提供を行った。	100%

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
定期健康相談・乳幼児相談・栄養相談	育児や健康に関すること等の相談を実施することで、問題解決のきっかけとなったり、不安の軽減を図る。	保健センター	発達や育児相談、健康相談を通じて不安の軽減を図ることができた。	実施
精神保健相談	精神障がいを抱える人と家族は自殺リスクの高い人が少なくない。個別支援を充実させ、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行うことで自殺リスクの軽減を図る。	保健センター	他機関と連携し、支援を行うことができた。	実施
県よろず相談支援拠点事業	消費生活上のトラブルを抱えた町民に対し、専門家への相談機会を提供することで、問題解決のきっかけとなる場を設け自殺リスクの軽減を図る。	産業課	毎月予約制で実施し、自殺リスクの軽減に繋がった。	実施
法律相談	生活上のトラブルを抱えた町民に対し、弁護士への相談機会を提供することで、問題解決のきっかけとなる場を設け自殺リスクの軽減を図る。	社会福祉協議会	2か月に1回定期的に開催し、法的な問題について相談対応を行う。	実施
地域子育て支援センター 児童館事業 子育て世代就労応援センター	子どもが将来、自分を認め、「生きることは価値がある」と思い自信を持ち生きていくためには、乳幼児期からの家庭内での保護者との関わりが重要となる。子どもが家庭の中で、子どもの頃から愛情を受けて育ったと感じ、自己肯定感を育んでいけるよう、乳幼児期の子をもつ保護者と接する機会に個別相談や啓発活動等の総合的な取組を行う。	健康福祉課	子育て中の親の孤独感・不安感の増大に対応するために、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やか育ちを支援し、保護者の負担軽減のため、相談業務を実施した。	259 件
ぴよぴよ広場 2歳児教室	保護者が集い交流できる場を設け、育児に関する相談に様々な専門機関と連携しながら応じることで、育児負担の軽減を図る。また、問題を抱えた保護者がいた場合には、適切な相談窓口につなげ支援を実施する。	保健センター	発達や育児相談を通じて不安の軽減を図った。	実施
公園の管理・設置	居場所づくりとして、町民が集いやすい場所としての機能を果たせるよう整備をする。	建設課	苦情・事故等が無く、適切な管理を実施できた。	実施
		総合体育館	継続して実施できた。	実施

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
生涯学習振興事業	公民館等で生涯学習の場を提供したり、活動支援を実施する。町民が気軽に集える事業を展開することで居場所づくりともなり、様々な活動に参加することで生きがいづくりともなる。また、地区公民館等に多くの町民が集い、互いの様子を気遣い、悩みを話し合う場ともなり、孤立化を防ぐとともに、互いに支え合いながら安心して暮らせる地域づくりにもつながる。	社会教育課	令和5年5月で新型コロナウイルス感染症が5類となって以後、各種制限を解除し、各種活動、行事の復調に努めた。令和2年度にコロナ前の38%まで落ち込んだ施設利用者は、令和5年度で約70%まで回復してきている。	80%
女性セミナー	女性同士の交流の場を設けることで、仲間づくりの場となったり、興味に合わせた活動に参加することで生きがいづくりにもつながる。	社会教育課	各種制限解除及び団体自体の意欲により、活動はコロナ前に戻った。	100%
青少年育成事業 子ども会事業 家庭教育学級事業 少年補導委員会 ジュニアリーダーズクラブ 池田っ子チャレンジ教室事業	学校・家庭・地域が連携して子どもを見守り、必要な時には手を差し伸べ支援することで、子どもが身近な大人との関わりや信頼関係を築く中で自己肯定感を高め、地域社会の中で心身ともに安心して健やかに成長できるような環境づくりを推進する。	社会教育課	令和5年度、諸活動はほぼコロナ前と変わらない内容に戻った。ただし、子どもの絶対数減少が今後の懸案である。	100%
トレーニングルームの利用	利用者同士の交流を促進し、幅広い町民が気軽に利用できる居場所づくりとなり、また、自分に合った運動を行うことで生きがいづくりにもつながる。また、平日の昼間は高齢者の利用も多く、周囲とのつながりをもつ機会ともなり得る。	総合体育館	状況に応じてトレーニングルームの利用を提供した。	実施
町民ノルディックウォーキング大会の開催	参加者同士がつながりをもつ機会ともなり、ウォーキングを通じて生きがいづくりの創出にもつながる。	総合体育館	R2・3年度はコロナにより、R4年度は悪天候により中止。H31・R5年度は実施。	一部実施
図書館の管理	学校に行きづらいと思っている子ども達等、誰でも来所でき安心して過ごせる場所となり得る。	図書館	コロナ過で減少した来館者が回復傾向にある。	実施

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
地区組織、ボランティア団体等の活動支援	区長や民生児童委員、食生活改善推進員、母子保健推進員等の地区組織やボランティア団体は、日頃から町民と接する機会が多いため、日々の活動の中で町民に寄り添いながら見守り支援を行い、問題を抱えている町民がいれば、関係機関につないだり連携をとりながら支援を行っていく。	総務課	実績なし	実績なし
		健康福祉課	訪問相談活動を通して町民に寄り添いながら見守り支援を行い、問題を抱えている町民がいれば、関係機関につないだり連携をとりながら支援を行った。	100%
		保健センター	関係機関と連携して実施できた。	実施
		社会福祉協議会	自治会ごとに見守り活動を行うが、活動の頻度については、区ごとに差がある。	実施

基本施策（５）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
子どもの人権ＳＯＳミニレター	小中学校の児童生徒に、教師や保護者に相談できない悩みを相談できるよう「子どもの人権ＳＯＳミニレター」を配布し、人権擁護委員や法務局職員が希望する連絡方法で返事をする。必要があれば、学校や関係機関と連携を図りながら問題解決にあたる。	住民課 各 小中学校	毎年度１回実施	100%
ＳＯＳの出し方教育の推進	児童生徒が様々な困難や問題に直面した時に対処方法を身につけ、自分を認め、「生きることが価値がある」と思い自信を持ち生きていけるよう、各学校においてＳＯＳの出し方に関する教育の実施に向けた体制づくりをしていく。	学校教育課	健康教育と命を守る訓練の中で小中学校ともに実践できた。	90%
		保健センター	連携した実施には至らなかった。関係機関と情報共有し、連携した実施に向けて検討していく必要がある。	準備段階
学校への専門家派遣	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、学校生活やこころの健康に関する相談体制を充実させる。	学校教育課 各 小中学校	外部相談員（SC、SSW）の有効活用、積極的な利用を行い、いつでも誰かに相談できる体制整備を行った。	100%

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
いじめ防止対策事業	各学校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発防止を図る。また、いじめを受けている児童生徒が、周囲に助けを求められるよう、SOS の出し方教育を推進していく。	学校教育課 各小中学校	無記名アンケート結果を即日点検し、早期にいじめや問題行動を把握し対策できるよう務めた。	100%

重点施策（１）高齢者

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
在宅医療介護連携推進協議会	地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を切れ目なく受けられる体制整備を目指し、医療機関や介護事業所等の関係機関を構成員とする協議会を開催する。会議の中で地域の自殺実態や自殺対策に関する内容を取り入れ、関係者間の認識の共有や理解の促進を図る。	保険年金課	特に自殺対策に関する内容の取り入れはしていない。	未実施
		地域包括支援センター	平成31年～令和2年度までは、多職種による検討会が行われていた。今後も揖斐広域連合と連携しながら実施する予定。	コロナ以前は実施
ケア会議 介護支援専門員 連絡会 保健福祉実務者 会議	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い対象者の情報等を把握し共有することで、自殺対策の視点も念頭に置いて、関係者間での連携強化や、地域資源の連動につなげていく。	地域包括支援センター	計画に基づき実施され、ケース毎に多職種からの意見・助言が得られた。	実施
介護申請に関する事務、 介護相談	介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や自殺リスクへとつながる危険もある。相談を通じて当人や家族が抱える様々な問題を察知し、負担軽減を図るとともに、必要な支援につなげる。	保険年金課	相談に応じて申請等必要な支援に繋ぐことができた。	実施
		地域包括支援センター	随時相談対応し、必要な支援に繋ぐことができた。	実施
在宅介護者の 集い	介護従事者が日頃の悩みを共有したり、リフレッシュ、情報交換できる場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進する。	社会福祉協議会	毎月実施。お互い話し合うことでリフレッシュできた。	実施

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
ごみ出し支援事業	ごみ出しが困難な高齢者等からの相談に対し、収集運搬許可業者等の戸別訪問による有料のごみ出し支援を紹介する。独力でのごみ出しが困難となる背景には、孤独・孤立や認知症の疑い、精神疾患等の自殺リスクとなり得る様々な問題が潜んでいる可能性があるため、対象者の自殺リスクに気付き関係部局との連携を図りながら相談支援を行う。	環境課	毎年新たに利用される方がおり、支援制度は周知されてきた。相談が支援につながる体制となっている。	実施
緊急通報システム設置事業	ひとり暮らし高齢者等の自宅に緊急時に援護を迅速に行うための安心通報システムを設置し、安心して生活できる環境づくりをする。	保険年金課	機器の設置により、緊急時の不安の解消となっている。	実施
養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者の養護老人ホームへの入所の手続きの窓口となる。入所手続きの際に、当人や家族等から問題状況等の聞き取りができれば、必要な支援先につなぐ対応をとる。	保険年金課	施設での入所により安心した生活が送れている。	実施
高齢者への総合相談事業	総合的に相談を受け（閉じこもりがちや鬱状態にある高齢者、独居高齢者の孤独・貧困、老老介護の負担、虐待、ヤングケアラー等）、必要な支援を把握するため初期段階から継続して相談支援を行う。	地域包括支援センター	随時相談対応し、必要な支援に繋ぐことができた。	実施
生きがい施策（高齢者向けクラブへの活動助成）	高齢者同士の仲間づくりの機会をつくり、孤立化を防ぐとともに、活動への参加を通じて生きがいづくりを見いだせるよう、生きがい施策として高齢者向けクラブ活動への助成を行う。	保険年金課	各単位クラブによっては、その継続が難しくなっている。	実施
軽スポーツ大会	高齢者同士の仲間づくりの機会となり、軽スポーツを通じて生きがいづくりや社会参加、健康づくりを促進する。	保険年金課	感染症等の状況を判断しながら、今後も開催に向けて検討していく。	実施
		社会福祉協議会	令和元年度は実施。令和2年度から令和3年度まではコロナ禍のため中止。令和4年度以降は実施。	実施

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
認知症カフェ	認知症の家族がいる人、認知症に関心のある人、介護従事者等が気軽に集まれる場を設けることで、気分転換や情報交換ができる機会を提供する。また、当事者の方やその家族の個別相談に随時対応する。	地域包括支援センター	年々参加者が増え、介護や認知症の相談や、参加者同士の情報交換の場になり、高齢者の孤立防止につながっている。	実施
介護予防教室	各種介護予防教室への参加を通じ、身体機能や脳の活性化を図るとともに、参加者同士の交流でつながりを促進し、孤立化を防ぐ。また、教室での講義の内容に高齢者のうつ、こころの健康に関する内容を取り入れることで普及啓発を図る。	地域包括支援センター	実際足を運ぶことができなくても、「行く場所がある。」と思ってもらえるよう居場所の開放を継続している。アートセラピーに毎回参加してくださる方もみえるようになった。	実施
		社会福祉協議会	計画通り実施。	実施
認知症サポーター養成事業	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成し、認知症の方が孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを推進する。	地域包括支援センター	随時開催し、認知症の理解促進・見守りの普及啓発に繋がった。	実施
		社会福祉協議会	要望に応じて実施。	実施
ふれあいいきいきサロン事業	各区の公民館等を利用して実施し、参加者同士の交流でつながりを促進して、孤立化や閉じこもりを防ぐ。	社会福祉協議会	令和2年度からはコロナ禍のため実施が難しい状況であったが、状況も落ち着き、約9割の福祉会で実施されている。	実施
安心見守りネットワーク推進事業	民生児童委員と福祉委員が中心となった訪問により、支援が必要と思われる人は、地域見守り名簿（友愛ふれあいカード）を作成し見守りや訪問等につなげる。	社会福祉協議会	訪問による見守り活動を実施。ただし、個人情報等のかべもあり、見守りの輪から外れる方には何らかの支援が必要。	実施
食事サービス事業（まごころ弁当）	独居高齢者・障がい者等世帯を訪問し、配食を提供するとともに、安否確認することにより、自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。	社会福祉協議会	令和元年度3月以降コロナ禍のため中止、実施を繰り返し令和4年5月から再開以来は中止することなく実施できた。	実施

重点施策（２）生活困窮者

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
各種納付相談	各種税金や保険料、水道料、町営住宅家賃等の支払いが困難である人の生活状況等を聞き取り、納付方法の相談に応じるとともに、必要に応じて適切な相談先へとつなぐ。	税務課	実施内容どおり対応ができています	実施
		健康福祉課	月々の期限内納付に欠ける状態は数件あったが、最終的には過去５年全て完納状態となった。	100%
		保険年金課	滞納が複数の部署にまたがる場合、連携が必要。	実施
		建設課	聞き取りを行い、柔軟な対応に努めた。	実施
		水道課	それぞれの滞納者の実情、支払能力に合わせた対応が出来た。	100%
生活保護施行に関する事務	生活保護受給者や相談者が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先へとつなぐ。	健康福祉課	関係機関と常に連携し、相談者が抱える問題を把握し、適切な支援ができています。	100%
生活困窮者自立支援事業（相談窓口）	生活保護にいたる前の早期の段階から、相談支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、一時生活支援事業（住居喪失者に一定期間、衣食住等の支援提供）等の対象者一人ひとりの状況に応じた支援を実施する。	健康福祉課	関係機関と常に連携し、生活保護にいたる前の早期の段階から、対象者一人ひとりの状況に応じた支援ができています。	100%
		社会福祉協議会	関係機関と連携をとりながら相談支援を行う。	実施
生活福祉資金貸付事業	町民の生活の安定のため、差し迫って必要とする生活資金を、迅速かつ低利で貸し付け、生活を経済的に支える。困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、必要に応じて適切な支援先へとつなぐ。	社会福祉協議会	関係機関と連携をとりながら相談支援を行う。	実施

重点施策（３）勤務・経営

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
生活安定対策事業（若年者の就労相談）	若年者の就労に関する相談窓口となり、就労支援を実施する。就労に関わる問題のみならず、心の悩み等を抱えている場合には必要に応じて適切な支援先へとつなぐ。	産業課	ハローワークへつなぐ体制は整っている。	実績なし
商工相談（専門家の派遣）	商工会より経営アドバイザーを派遣し、小規模事業者等の様々な経営課題に関するアドバイスを継続して行い、事業者の経営力向上を図る。	産業課	商工会で小中規模の経営者を対象に相談業務を行い、経営力向上を図れている。	100%

生きる支援関連施策

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
防災対策事業 関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行い、防災対策を推進する。	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。災害発生時においては、被災者のメンタルヘルス対策を推進していく。	総務課	実績なし	実績なし
交通安全対策に関する事務	交通事故等に関する相談があれば、窓口を紹介することで問題解決のきっかけとなり得る。	企画課	紹介体制は整っている。	要望案件なし
保護司会活動補助事業 地域の保護司会の健全な運営のため、各保護司会に補助金を支給。	犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い人も少なくない。対象者が様々な問題を抱えている場合には、適切な支援先へとつなぐ。	住民課	更生保護体制が確立されているため、防止に機能している。	実施
DV等被害者保護のための支援措置 DV等の加害者が住民票の写し等の交付制度を不当に利用し、被害者の住所の探索を防止する。	DV被害者は一般的に自殺リスクの高い人が少なくないため、必要に応じて適切な関係機関につなぐ等の対応をとる。	住民課	支援措置体制があるため、情報を得やすい状況下にある。	実施

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
児童虐待の対応	児童虐待は家庭が困難であることを示す1つのシグナルでもあるため、児童虐待に関する相談窓口を設置することで、保護者への支援を行い問題の深刻化を防ぎ自殺リスクの軽減を図る。	健康福祉課	障がいによる育てにくさや、保護者の精神疾患による養育能力の低さ、生活困窮等、様々な要因が複数あるケース事案に適切に対応できた。	100%
子育て支援短期利用事業	保護者の疾病、その他の理由により家庭において、児童の養育が一時的に困難となった場合、一時的に児童養護施設等にて養育する。利用時に家庭の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を行うための契機となり得る。	健康福祉課	受け入れ態勢はできているが、利用希望者がおらず、利用されていない。	100%
養育支援訪問事業	支援が必要な家庭に対し、訪問支援員を派遣し適切な支援を実施することで、育児負担や悩みの軽減を図り、自殺リスクを軽減させる。	健康福祉課	対象家庭の状況に応じて相談・支援を実施できた。	実施
		保健センター	状況や悩みに応じた支援ができた。	実施
一時的保育事業	保護者の就労・疾病等で乳幼児の養育ができない場合に一時預かりを行い、保護者の負担軽減を図る。また、家庭の状況を把握する機会ともなり、問題を抱えている場合は、必要な支援先につなぐ。	健康福祉課 各保育園	保護者の育児負担の軽減が図られた。	延べ 22,036 件
コミュニティママ子育てサポート事業 病児・病後児保育事業		社会福祉協議会	一時預かり、集団託児を実施した。	実施
保育の実施 ・保育、育児相談の実施 ・家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	課程の状況を把握し、自殺リスクの高い保護者がいた場合には、適切な支援先へとつなぐ。	健康福祉課 各保育園	園行事や日頃の送迎時を活用し保護者との信頼関係を大切にしている。	100%
保育料等納入促進事業	保育料を滞納している保護者の中で、生活面で深刻な問題を抱えている可能性がある場合、関係機関へつなぐ等の対応をとる。	健康福祉課	口座の再振替や納付書を同封し適宜、納付相談にも応じ、完納状態となった。	100%

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
ことばの教室 (児童発達支援事業所)	発達に悩みがある、または支援が必要な子の支援や相談を行うことで、母親の負担や不安感を軽減する。また、必要に応じて関係機関につないだり連携して支援していく。	健康福祉課	発達に悩みがある、または支援が必要な子の支援や相談を行うことで、母親の負担や不安感を軽減する。また、必要に応じて関係機関につないだり連携して支援出来た。	100%
		ことばの教室	利用者に合わせた支援を実施できた。	100%
学童保育事業 (放課後等児童健全育成事業) 就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に放課後児童クラブで預かる。	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、必要な機関へつなぐ。	健康福祉課	年1回の研修を実施した。	実施
児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別の経験は、自殺リスクを高める要因ともなり得るため、問題を抱えている対象者がいた場合は関係機関につなぐ機会となる。	健康福祉課	家族との離別・死別の経験は、自殺リスクを高める要因ともなり得るため、問題を抱えている対象者がいた場合は関係機関に情報共有等を行うことが出来た。	100%
母子・父子家庭医療費助成事務	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちである等、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいため、問題を抱えている対象者がいた場合は関係機関につなぐ機会となる。	健康福祉課	健康不安に陥らないよう福祉医療証の適切な更新手続きができています。	100%
心身障害者福祉手当支給事務	手当支給に際して、当事者や家族等と対面する機会を利用し、問題を抱えている場合は早期発見・早期対応への接点となり得る。	健康福祉課	適切な手当の支給を行い、当事者や家族等と対面する機会を利用し、問題を抱えている場合は早期発見・早期対応ができています。	100%
障がい者の訓練等給付に関する事務	障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得る。	健康福祉課	適切に訓練等給付の支給を行い、就労支援の利用を促進した。	100%

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
ふれ愛の家げんき祭・福祉運動会開催事業	障がい者相互や地域、ボランティア等と交流できる場を提供することで、居場所づくりや生きがいづくりにつながる。	健康福祉課	居場所づくりや生きがいづくりにつながる場である、祭りや、運動会等の行事が一部、コロナや台風の影響により開催できなかった。	50%
		社会福祉協議会	コロナ禍で中止もあったが、令和5年度は開催できた。	実施
障がい者虐待の対応	虐待対応を糸口に、当人や家族等を支援していくことで、背景にある様々な問題を察知し、適切な支援先へとつないでいく接点ともなり得る。	健康福祉課	関係機関と連携し適切な対応ができている。	100%
地域福祉推進事業	地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉ネットワークや会議体はその連動を進める上での要となり得る。地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることもできる。また、相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。	健康福祉課	社会福祉協議会が事業実施する安心見守りネットワーク推進事業において、連携し、民生児童委員と福祉委員が毎年実施する訪問相談活動通し、地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有ができている。	100%
障がい福祉計画策定等管理事業	障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。	健康福祉課	就労移行の推進や精神障がい者等の支援体制に関する目標を盛り込んだ計画を策定した。	100%
地域自立支援協議会の開催	医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤ともなり得る。協議会の中での議題の1つとして、地域の自殺実態や自殺対策に関する内容を取り上げることで、様々な機関の連携強化や対象者への包括的なサービスの提供等につなげられる可能性がある。	健康福祉課	障がい福祉計画の策定委員会や地域に孤立させないための検討会議等を開催し、自殺対策に貢献した。	100%

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
権利擁護の 仕組みづくり ・福祉サービス 等の相談受付 ・成年後見人制 度利用者の相談 等	判断能力に不安を抱える人の中には、精神疾患や知的障がい等を有し、自殺のリスクが高い人も含まれる可能性がある。事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となりうる。	健康 福祉課	成年後見支援センターとして、成年後見制度に関する相談業務及び利用促進が図られている。	100%
		保険 年金課	アセスメント・受任者調整会議を効果的に活用し、成年後見制度の利用促進に繋げたい。	実施
特定・一般不妊 治療費助成事業 特定・一般不妊 治療に係る費用 の一部を助成し、 経済的負担を軽減する。	不妊に関する悩みや経済的負担は、自殺に至る要因にもなり得る。助成の相談や申請の機会、自殺リスクのある層との接触機会として活用し得る。	保健 センター	希望者には相談に応じる体制ができた。	実施
はじめの一步 パパ・ママの会 (両親学級)	妊娠中の悩みや不安の軽減を図るとともに、状況把握に努め、支援が必要な対象者がいた場合には、関係機関につないだり、連携を図りながら支援を実施する。	保健 センター	計画通り実施できた。	実施
妊婦相談・母子 健康手帳交付	母子健康手帳交付時に、妊娠期から出産後の相談に応じるとともに、必要な情報提供や保健指導を実施することで、不安感の軽減を図る。支援が必要な対象者がいた場合には、関係機関につないだり、連携を図りながら支援を実施する。また、妊娠中・産後のメンタルヘルスに関することや相談窓口を掲載したリーフレットを配付し周知を行う。	保健 センター	対象者の状況に合わせ継続的に支援を行うことができた。	実施
こんにちは 赤ちゃん訪問 事業	保健師や母子保健推進員が生後2～3か月児または生後6～7か月児の家庭を全戸訪問し、育児相談や子育てに関する情報提供をすることで、育児不安の軽減を図るとともに、養育環境を把握し、支援が必要な対象者がいた場合には、適切な支援先へとつなぐ。また、産後のメンタルヘルスに関することや相談窓口を掲載したリーフレットを配付し周知を行う。	保健 センター	母子保健推進員と連携して支援ができた。	実施

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
乳幼児健康診査 ・ 3～4 か月児健診 ・ 10 か月児健診 ・ 1 歳 6 か月児健診 ・ 3 歳児健診	子どもが将来、自分を認め、「生きることは価値がある」と思い自信を持ち生きていくためには、乳幼児期からの家庭内での保護者との関わりが重要となる。子どもが家庭の中で、子どもの頃から愛情を受けて育ったと感じ、自己肯定感を育んでいけるよう、乳幼児健診の機会に個別相談や啓発活動等の総合的な取組を行う。また、育児相談や保健指導を実施することで、保護者の育児負担の軽減を図るとともに、家庭の生活状況や抱える問題等の把握をし、支援が必要な対象者がいた場合には、関係機関につないだり連携を図りながら支援を実施する。	保健センター	関係機関と情報共有・連携した支援を行うことができた。	実施
うさちゃんひろば（発達支援教室）	発達に悩みがある、または支援が必要な幼児に、親子遊びを通して子どもとの関わり方を学び家庭で実践できるよう支援し、専門家が相談に応じることで、保護者の負担や不安感を軽減する。また、必要に応じて関係機関につないだり連携を図りながら支援を実施する。	保健センター	関係機関と情報共有・連携した支援を行うことができた。	実施
保健師による訪問・電話指導 健診、相談等や他機関から要請があり訪問・電話支援が必要と思われる対象者に対して、適切な支援を行う。	訪問・電話指導を通じて対象者が抱えている問題を把握し、必要な助言を行うとともに、関係機関につないだり連携を図りながら支援を実施する。	保健センター	関係機関との情報共有・連携した支援を行うことができた。	実施
特定健診・特定保健指導 30 歳代健診・結果説明会	特定保健指導、30 歳代健診結果説明会の際の生活習慣振り返りアンケートにこころの健康に関する項目を追加し、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要に応じて関係機関につないだり連携を図りながら支援を実施する。また、健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、問題解決のきっかけづくりとする。	保健センター	相談時や、アンケートで状況を把握し、必要時支援を行った。	実施

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
国民年金受付業務	年金の支払いを期限までに行えない町民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的支援」のきっかけと捉え、様々な支援へとつなげる。	保険年金課	世帯の状況により、国民年金保険料の免除（全額・一部）の受付を行った。	100%
葬祭費 ・国民健康保険被保険者の死亡に対し、一時金を支給。 ・後期高齢者医療被保険者の葬祭費の受付業務を実施。	葬祭費の申請を行う人の中には、大切な人との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面等で様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている人もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした人を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。	保険年金課	死亡後の手続きにおいては、ワンストップサービスを実施できた。	100%
地域包括ケア 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点を設置する。（一部事業は社会福祉協議会委託）	地域包括ケアシステムの拠点は、地域包括ケアと自殺対策との連動を進める上での中心的役割を担う。拠点における種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、町民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは自殺対策（生きることの包括的支援）にもなり得る。	地域包括支援センター	計画に基づき実施された。定例会で情報提供、意見交換をおこない、つながりのもつ意味について話し合った。	実施
空家等対策事業 空家等に関する相談や助言等の実施、空家等適性管理の促進に関する計画策定をする。	空家等の所有者を対象に様々な相談に対応することで、空家を所有する将来の不安等の精神的ストレス軽減につなげる。また、住宅に困窮する低所得者に対して、低家賃で賃貸する空家を紹介することで、生活の安定と社会福祉の増進を図る。	建設課	柔軟な対応に努めた。	実施
土木管理に関する事務 道路及び河川使用の適正化指導に関する事務。	通報・苦情対応等で巡回した際、ハイリスク者を把握する機会ともなり、自殺事案の発生を未然に防ぐ手立てともなり得る。	建設課	ハイリスクに該当する事案は無かった。	実施

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
消費生活対策 事務 ・消費者相談、 情報提供 ・消費者教育、 啓発 ・消費者団体活 動支援	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクが高まっている可能性もある。相談者があった場合、必要な相談窓口へとつなげる。自殺リスクの高い生産者から相談を受けた場合、適切な相談窓口へとつなぐ。	産業課	池田町消費者相談窓口で相談を受け、自殺リスクの軽減に繋げた。	実施
農協農業アドバイザー紹介事業 農協農業アドバイザーが生産から流通・加工までの幅広い視点から指導助言を行う。	自殺リスクの高い生産者から相談を受けた場合、適切な相談窓口へとつなぐ。	産業課	対象事案なし。	0%
労政広報紙 掲載事業	過重労働や長時間労働等の労働に関する問題に対応を行う機関の情報等を掲載することで、それらの問題を抱え自殺リスクが高まっている労働者が様々な支援先へつながるきっかけともなる。	産業課	広報を通して労働者に対し周知、啓発を行い、様々な支援先へつながるきっかけとなった。	実施
地域産業の 育成・発展 (経営者支援セミナー等)	商工会と連携し、経営者支援セミナーや、中小企業経営基盤強化事業の実施等を行う。セミナーにおいて、自殺対策に関連する内容を取り入れることで、経営者に健康管理の必要性を訴える機会とし得る。	産業課	経営者支援セミナーや、中小企業経営基盤強化事業の実施等により、経営者に健康管理の必要性を訴えられた。	100%
中小企業資金 融資	融資の機会を通じ、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺リスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる。	産業課	継続的に認定証の発行を行った。	実施
新規就農総合 支援事業 事前面談により 取組状況の確認 や指導をし、適 正であれば補助 金を交付する。	新規に就農しているため、経営状態に問題を抱えていた場合、複数の関係機関（町・県・農協）が情報を共有し、具体的な解決策を提案する等、自殺防止のための支援をすることができる。	産業課	対象事案なし。	0%

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
地区祭りの開催 公民館単位地区 で祭りを開催す るための補助を 実施。	地域でのつながりやネットワ ーク強化を図り、孤立化を防 ぐとともに安心して生活でき る地域づくりを促進する。	産業課	継続的に補助金を 交付できた。	実施
自然保護パト ロール 区長等のメンバ ーで年1回巡回 を実施。	見回りの際、ハイリスク者を 把握する機会ともなり、自殺 事案の発生を未然に防ぐ手立 てともなり得る。	産業課	継続的に実施でき た。	実施
水道料金徴収 業務	水道料金の滞納者の中で、生 活面等で深刻な問題を抱えて いる可能性がある場合、関係 機関へつなぐ等の対応をと る。	水道課	関係部局との連携 を図り生活面等で 深刻な問題を抱え ている可能性のあ る滞納者への配慮 が出来た。	100%
学校評議員制度 学校長の経営・ 教育方針につい て評議員に説明 し、意見を交換 する。	児童生徒の近況報告を行うこ とにより、問題を抱えた子ど も又は保護者の見守りができ る。	学校 教育課	学校運営協議会を 年3回実施し、各 学校の現状把握と 対策に努めた。	100%
就学支援委員 会・いちご教育 相談 保育園、幼稚 園、小学校、中 学校間で連携 し、スムーズな 移行を図るとと もに、希望や目 標をもって各学 校に入学し、そ れぞれの学校生 活にスムーズに 移行できるよう 指導・助言す る。	保育園、幼稚園、小学校、中 学校間で、児童生徒の家族の 状況等も含めて情報を共有で きれば、自殺のリスクを抱え る家庭を包括的・継続的に支 援することができる。	学校 教育課	いちご相談につい ては、保護者の予 定に合わせ開催日 を変更する等、幅 広い相談体制を整 備した。	100%
奨学金に 関する事務	就学の際、経済的困難を抱え ている児童生徒は、その他に も様々な問題を抱えていた り、保護者自身も困難を抱え ている可能性が考えられる。 費用補助の際、保護者と対応 する際に、家庭状況に関する 聞き取りを行うことで、自殺 リスクの早期発見と対応に加 えて、相談先一覧等のリーフ レットの配布等を通じた情報 提供の機会にもなり得る。	学校 教育課	準要保護制度を、 新小学1年生には 就学時健診時に周 知し、的確な運用 に努めた。	100%

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
被災児童生徒就学援助事業 被災の理由により就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費を援助する。	援助提供時に保護者と相対する機会があれば、保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自殺のリスクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へつなぐ等の支援の接点になり得る。	学校 教育課	対象児童生徒はいなかった。	—
教職員への支援 ○池田町教育センター事業 ○安全衛生管理事業 ○ストレスチェック事業 ○多忙化解消事業	学校職員（支援者）の健康管理等を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。	学校 教育課	教育委員会内に相談窓口を整備した。また、超過勤務時間を把握し教職員の健康状態を確認する等支援を図った。	100%
キャリア教育 職場実習体験を通じ、望ましい勤労観、職業観を育てる。	職場実習体験を通じて、様々な世代とのコミュニケーション能力を身につけたり、就業時に直面し得る様々な勤労問題についても学ぶことができれば、将来、問題を抱えた際の対処法等を早い段階から学ぶことができる。	学校 教育課 中学校	各学年において、職場体験等を実施し、働くことや生きがいについて指導することができた。	100%
P T A活動補助	セミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。役員会の場で相談先の情報等をあわせて提供することで、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることができる。	学校 教育課 各 小中学校	家庭教育学級等を活用して研修を行い、保護者自身の相談先についても確認ができた。	100%
学校ボランティア支援事業 学校が実施する様々な授業へのボランティア参加に対する支援を実施。	子ども達が様々な知識や技能を持つ地域の人々と接したり、日常生活・学校生活と違った体験をする機会となり、視野を広げたり学びの充実を図ることができる。	学校 教育課 各 小中学校	キャリア教育のなかで、様々な職業、国籍の人から話を聞き、視野を広げた学びの充実を図った。	100%
児童生徒無記名アンケート事業 児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握。	客観的指標として調査結果を活用することにより、児童生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になり得る。	学校 教育課 各 小中学校	年6回以上の無記名アンケートを実施し、結果を管理者を含む教員が把握し、教育相談に繋げている。	100%

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
生活指導・健全育成（教職員向け研修等） 問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させる。	問題行動を起こす児童生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ることもできる。	学校 教育課 各 小中学校	研修計画に基づき研修を実施し、職員の意識向上を図った。	100%
生活指導・健全育成	保護者に対して、子育てをはじめとする様々な相談に応じることで、家庭の直面している問題に早期に気づき、適切な関係機関につなげる等、必要な支援への窓口となり得る。	学校 教育課 各 小中学校	教育委員会や主幹が中心となりケース会議を実施し生活指導を行うことができた。	100%
不登校児童生徒支援事業 ・不登校児童生徒を対象に適応指導教室を設置。 ・不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習 ・生活指導等の実施。 ・不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施。	不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の支援を行う。	学校 教育課 各 小中学校	相談者に対して適切な機関へつなぐ支援を実施するほか、児童生徒の端末へ授業配信を行い支援を図った。	100%
男女共同参画推進事業	各種啓発イベントや講座において、自殺対策に関連するリーフレットを設置することで、町民への普及啓発を図る。	社会 教育課	男女共同参画関係コーナーは公民館内の待合ロビーに独立して設置してあることから、待合の時間等に気軽に見られるものとなっている。	100%

事業名	実施内容	担当課	実施状況と評価	達成度
ジュニアスポーツクラブ指導者委嘱 ・ジュニアスポーツクラブ指導者を委嘱し、中学校の部活動を支援する。	多忙な教員にとって部活動の監督指導は少なからず負担となっている側面がある。ジュニアスポーツクラブ指導者を委嘱することにより、町民と連携・協力しジュニアスポーツクラブを実施することで教員に対する支援を強化し得る。また、生徒にとっては身近な相談者ともなり得る。	総合体育館	学校及び各部活動団体と調整をしながら実施した。	100%
放課後等デイサービス とらいあんぐる 障がい児を放課後、長期休暇中に預かる。	保護者への介護負担の軽減を図りながら、障がい児の療育支援を行う。	社会福祉協議会	コロナ禍はより保護者と連携を図りながら実施できた。	実施
障害福祉サービス事業所 ふれ愛の家の運営 ・生活介護 ・就労継続支援B型 ・精神・知的・身体障がい者を受け入れる。	ふれ愛の家通所により障がい者の日常生活能力の維持向上を目指し、社会性を高め、一般就労を視野とする支援を行う。	社会福祉協議会	コロナ禍はボランティアさんの受け入れ中止や、活動の自粛があったが、以降は通常に戻りつつある。	実施

5つの基本施策（34事業）、3つの重点施策（22事業）、生きる支援関連施策（61事業）に位置付けた計117事業について、令和2年から新型コロナウイルスの感染拡大により研修会の開催や地域での活動等に様々な影響がありましたが、新規6事業や拡充9事業を含め、各課・団体が関係機関との連携を図りながら概ね実施できたと考えられます。



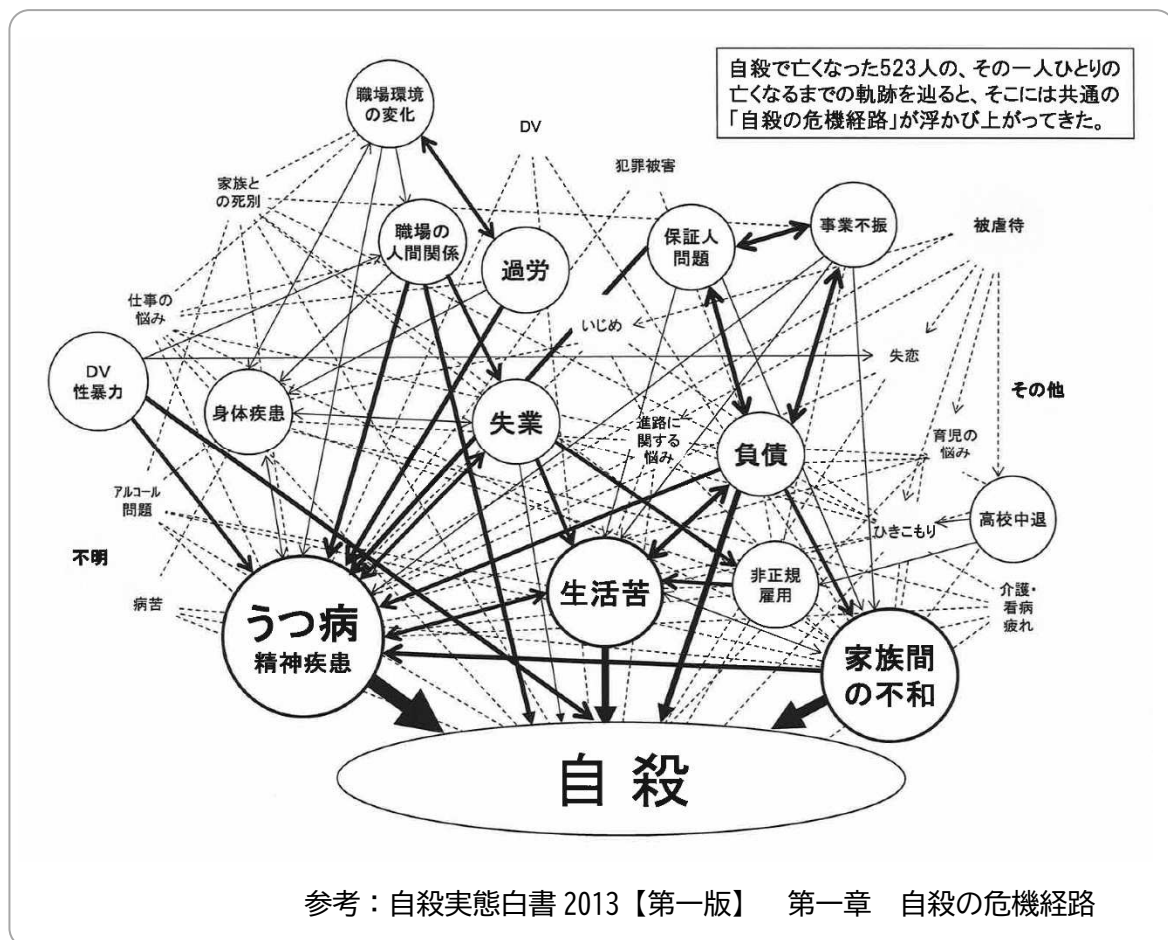
自殺対策の基本的な考え方

1 計画の目指す姿

自殺の多くは、精神保健上の問題のみならず、過労や失業、介護疲れ、生活困窮、いじめ、社会的孤立等といった様々な原因及び背景があり、それらの要因が複雑に連鎖する中で起きていることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得ることであり、自殺に至る人の心理として、生きる希望を喪失し、自殺以外の選択肢が考えられない状況まで「追い込まれた末の死」として捉える必要があります。

町民一人ひとりが、こころの健康づくりを身近なこととして認識し、心身ともに健やかで、いきいきと暮らせることを目標とします。

本町においては、施策体系にある取組を継続し、自殺者数の減少に向けた計画を推進することで「誰も自殺に追い込まれることのない池田町」の実現を目指します。



2 計画の数値目標

目標値については、厚生労働省の『「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引』に基づき、国の数値目標「令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる」を踏まえ適宜適切に設定することとされています。

池田町においては、平成21年から平成28年に平均5.3人、令和元年から令和5年に平均3.0人が自殺により亡くなっている状況でした。

第1期計画では、改善傾向にあるものの、数値目標は達成されなかったため、今期計画も同様の目標（令和7年から令和11年の平均自殺者数が、平成21年から平成28年までの平均自殺者数より50%以上減少させること）とし、「誰も自殺に追い込まれることのない池田町」の実現を目指します。

3 施策の体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」を参考に、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。

施策を展開していく中で、庁内の事業のみならず岐阜県とも連携を図り、広域的に施策や事業を実施することで、より効果的・効率的に取組を行います。

誰も自殺に追い込まれることのない池田町

5つの「基本施策」

地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③町民への啓発と周知
- ④生きることの促進要因への支援
- ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

5つの「重点施策」

池田町における自殺のハイリスク群と自殺のリスク要因に沿った取組

◆池田町における自殺ハイリスク層

- ①高齢者
- ②生活困窮者
- ③勤務・経営
- ④子ども・若者(大綱や現状より独自に設定)
- ⑤女性(大綱や現状より独自に設定)

生きる支援関連施策

重点・基本施策以外のその他の「自殺対策（生きることの包括的支援）」の取組
庁内の既存事業を自殺対策の視点から捉え直し、各課・各組織の事業を連携



施策の展開

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、生きづらさを抱えている人を支援につなげるネットワークが地域の中に整っていることや、そのためにそれぞれの関係機関が連携していることが必要です。

国、地方公共団体、関係機関、民間団体、企業、町民等が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進するために、それぞれが果たすべき役割を明確にし、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
池田町いのち支える自殺対策推進本部会議・幹事会	自殺対策について庁内関係部署と連携を図り、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための会議を開催する。	継続	保健センター
池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議	関係機関や専門家等を構成員とする池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議を設置し、連携して自殺対策を推進するとともに、町の自殺対策に関する協議を行う。	継続	保健センター

基本施策２ 自殺対策を支える人材の育成

自殺に関する正しい知識を持つことで、自殺の危険を示すサインにいち早く気づき、適切に対応できるよう、「ゲートキーパー」の役割を持つ人材の育成を図ります。

関係機関や団体が連携し、自殺に関する正しい知識をもって適切な支援につなぐことができるようにスキルアップを進めます。

また、町民一人ひとりが「ゲートキーパー」として、周囲の人の悩みに気付いて声をかけることができるよう知識の普及・啓発をしていきます。

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
各研修会等の活用	区長や民生児童委員、食生活改善推進員、母子保健推進員等の研修会の一部の時間を活用し、自殺対策に関する内容を取り入れる機会を設ける。 地区組織等への周知・啓発活動や「ゲートキーパー」の役割を担う人材の育成に努めていく。	継続	総務課
		継続	健康福祉課
		継続	保健センター
町職員の研修事業	新任研修や職員全体研修の中で、自殺対策に関する内容を導入する。	継続	総務課
		継続	保健センター
ゲートキーパー研修の受講を推奨	全町職員を対象としたゲートキーパー研修受講を推奨。	継続	保健センター
	各種団体を対象としたゲートキーパー研修受講を推奨。	継続	保健センター

基本施策3 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、不安や悩みを抱えていても、誰にも相談できないという人もいますと考えられます。

困ったときには「誰かに助けを求めることが適切である」という考え方が、社会全体の共通認識となるように、普及啓発活動を推進します。

また、自分自身や周囲の人のこころの不調に気がつくことができるよう、正しい知識の普及・啓発や相談体制の整備を行います。

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）における啓発活動	役場ロビーや保健センター等の町内各機関、温泉バス車内にポスターを掲示するとともに、町民一人ひとりがこころの健康や自殺予防の基本認識が持てるようリーフレット等の設置を行う。	継続	総務課
		継続	企画課
		継続	保健センター
		継続	池田温泉
		継続	社会教育課
	各小中学校の図書館にて、こころの健康に関する書籍紹介やテーマ展示、ポスターの掲示等を実施する。	継続	学校教育課 各小中学校
相談先等の情報を掲載したリーフレット配付	納税等の支払いや町営住宅への入居申請等の各種手続き、相談のため窓口を訪れた町民に対して、相談窓口を掲載したリーフレットを配付する。	継続	図書館
		継続	税務課
		継続	住民課
		継続	環境課
		継続	健康福祉課
		継続	保健センター
		継続	保険年金課
		継続	建設課
		継続	産業課
		継続	水道課
		継続	学校教育課
		継続	社会福祉協議会
町政報告会における啓発	町長が自ら地域に出向き、行政に関する意見等を聴き町民と語り合う場において、自殺対策に関する内容を盛り込むことで町民への啓発の機会となり得る。	継続	総務課
同和・人権啓発事務（人権啓発事業）	年に1回実施する講演会の中で、自殺問題について言及することで、自殺対策を啓発する機会とする。	継続	健康福祉課

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
健康・福祉・エコフェアにおける啓発	自殺対策に関するパネル展示や啓発グッズの配布を行うことにより、町民への啓発を図る。	継続	保健センター
	町のマスコットキャラクター「ちゃちゃまる」を活用し PR 活動を実施する。	継続	企画課 保健センター
地区組織等健康教育・健康相談	健康教育の中で、こころの健康に関する内容を取り上げたり、相談先を掲載したリーフレットを配付することで、町民への啓発を図る。	継続	保健センター
出前講座	講座のメニューの中に、「池田町の自殺対策の取組に関すること」や「こころの健康」等を加えることで、町民への啓発の機会となる。	継続	社会教育課
広報・ホームページ・ツイッターを通じた広報活動	自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に、こころの健康に関する内容を掲載することで普及啓発を図る。また、通年を通じた相談窓口の周知を図る。	継続	保健センター

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺リスクが高まるのは、「生きることへの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、「生きることへの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときとされています。

こころとからだの健康づくりや、居場所づくり、生きがいのある生活を送るための取組を進めるとともに、自殺リスクを抱える人が適切な支援を受けられるよう取組を進めることで、社会全体の自殺のリスクを低下させ、生きることの包括的な支援として推進します。

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
自殺未遂者等への支援	自殺未遂者等に対し、医療機関や警察、消防、保健所等とのネットワークの構築を図り、切れ目のない包括的な支援を行うことにより、リスクの軽減に努める。	新規	保健センター
自死遺族等への支援	遺された人への支援として、県と連携し、「岐阜県自死遺族の会」等の情報提供を行う。	新規	保健センター
人権相談	相談を受け問題点の洗い出しや対処方法を話し合う中で、相談者の心が安らくなること、相談機関や行政の支援を受ける方法を紹介すること、人権審判事件として取り上げ対処すること等により、いじめ、差別、暴力等に起因する自殺防止に寄与することもある。	継続	住民課
公害・環境関係の苦情相談	自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。苦情や相談があった際、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用し、苦情主や相談者の自殺リスクに気づき、関係部局との連携を図りながら問題の改善に向け対処する。	継続	環境課
保健福祉総合相談・案内窓口業務	保健福祉に関する総合的な相談や案内等を実施する。相談者の中で、自殺リスクの高い者に対して、適切な支援先につなぐ等の対応を行うことで自殺リスクの軽減を図る。	継続	健康福祉課
定期健康相談・乳幼児相談・栄養相談	育児や健康に関すること等の相談を実施することで、問題解決のきっかけとなったり、不安の軽減を図る。	継続	保健センター

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
精神保健相談	精神障がいを抱える人と家族は自殺リスクの高い人が少なくない。個別支援を充実させ、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行うことで自殺リスクの軽減を図る。	継続	保健センター
県よろず相談支援拠点事業	消費生活上のトラブルを抱えた町民に対し、専門家への相談機会を提供することで、問題解決のきっかけとなる場を設け自殺リスクの軽減を図る。	継続	産業課
法律相談	生活上のトラブルを抱えた町民に対し、弁護士への相談機会を提供することで、問題解決のきっかけとなる場を設け自殺リスクの軽減を図る。	継続	社会福祉協議会
地域子育て支援センター 児童館事業	子どもが将来、自分を認め、「生きるとは価値がある」と思い自信を持ち生きていくためには、乳幼児期からの家庭内での保護者との関わりが重要となる。子どもが家庭の中で、子どもの頃から愛情を受けて育ったと感じ、自己肯定感を育んでいけるよう、乳幼児期の子をもつ保護者と接する機会に個別相談や啓発活動等の総合的な取組を行う。	継続	子育て支援課
ぴよぴよ広場 2歳児教室	保護者が集い交流できる場を設け、育児に関する相談に様々な専門機関と連携しながら応じることで、育児負担の軽減を図る。また、問題を抱えた保護者がいた場合には、適切な相談窓口につなげ支援を実施する。	継続	保健センター
公園の管理・設置	居場所づくりとして、町民が集いやすい場所としての機能を果たせるよう整備をする。	継続	建設課
		継続	総合体育館
生涯学習振興事業	公民館等で生涯学習の場を提供したり、活動支援を実施する。町民が気軽に集える事業を展開することで居場所づくりともなり、様々な活動に参加することで生きがいづくりともなる。また、地区公民館等に多くの町民が集い、互いの様子を気遣い、悩みを話し合う場ともなり、孤立化を防ぐとともに、互いに支え合いながら安心して暮らせる地域づくりにもつながる。	継続	社会教育課
女性セミナー	女性同士の交流の場を設けることで、仲間づくりの場となったり、興味に合わせた活動に参加することで生きがいづくりにもつながる。	継続	社会教育課

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
青少年育成事業 子ども会事業 家庭教育学級 事業 少年補導委員会 ジュニアリーダ ーズクラブ 池田っ子チャレ ンジ教室事業	学校・家庭・地域が連携して子どもを見守り、必要な時には手を差し伸べ支援することで、子どもが身近な大人との関わりや信頼関係を築く中で自己肯定感を高め、地域社会の中で心身ともに安心して健やかに成長できるような環境づくりを推進する。	継続	社会教育課
トレーニング ルームの利用	利用者同士の交流を促進し、幅広い町民が気軽に利用できる居場所づくりとなり、また、自分に合った運動を行うことで生きがいづくりにもつながる。また、平日の昼間は高齢者の利用も多く、周囲とのつながりをもつ機会ともなり得る。	継続	総合体育館
町民ノルディック ウォーキング 大会の開催	参加者同士がつながりをもつ機会ともなり、ウォーキングを通じて生きがいづくりの創出にもつながる。	継続	総合体育館
図書館の管理	学校に行きづらいと思っている子ども達等、誰でも来所でき安心して過ごせる場所となり得る。	継続	図書館
地区組織、ボラ ンティア団体等 の活動支援	区長や民生児童委員、食生活改善推進員、母子保健推進員等の地区組織やボランティア団体は、日頃から町民と接する機会が多いため、日々の活動の中で町民に寄り添いながら見守り支援を行い、問題を抱えている町民がいれば、関係機関につないだり連携をとりながら支援を行っていく。	継続	総務課
		継続	健康福祉課
		継続	保健センター
		継続	社会福祉 協議会

基本施策５ 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

児童・生徒が、社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、ＳＯＳを伝える方法を正しく知り、相談できる勇気を持つことができるよう、ＳＯＳを発信するための教育の充実を図ります。

早い段階から子どもに向けての教育・啓発等に取り組むことで、自分や相手のいのちの大切さや生きることの素晴らしさを学ぶとともに、自己肯定感を養うことができるように取組を推進します。

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
子どもの人権ＳＯＳミニレター	小中学校の児童生徒に、教師や保護者に相談できない悩みを相談できるよう「子どもの人権ＳＯＳミニレター」を配布し、人権擁護委員や法務局職員が希望する連絡方法で返事をする。必要があれば、学校や関係機関と連携を図りながら問題解決にあたる。	継続	住民課 各小中学校
ＳＯＳの出し方教育の推進	児童生徒が様々な困難や問題に直面した時に対処方法を身につけ、自分を認め、「生きることは価値がある」と思い自信を持ち生きていけるよう、各学校においてＳＯＳの出し方に関する教育の実施に向けた体制づくりをしていく。	継続	学校教育課
		継続	保健センター
学校への専門家派遣	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、学校生活やこころの健康に関する相談体制を充実させる。	継続	学校教育課 各小中学校
いじめ防止対策事業	各学校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発防止を図る。また、いじめを受けている児童生徒が、周囲に助けを求められるよう、ＳＯＳの出し方教育を推進していく。	継続	学校教育課 各小中学校

重点施策1 高齢者

高齢になると、家族との死別や離別、健康問題、介護、生活困窮等、「生きることへの疎外要因（自殺のリスク要因）」につながる生活上の課題を、いくつも抱えてしまう傾向にあり、高齢者が自殺者数全体に占める割合の高さが課題となっています。

日々の生活の中に生きがいや自分自身の役割を持ち、生き生きと毎日を過ごすことができるよう、地域での交流を通じて孤立を防ぐための居場所や相談窓口の周知を進め、関係機関との連携を強化します。

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
在宅医療介護連携推進協議会	地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を切れ目なく受けられる体制整備を目指し、医療機関や介護事業所等の関係機関を構成員とする協議会を開催する。会議の中で地域の自殺実態や自殺対策に関する内容を取り入れ、関係者間の認識の共有や理解の促進を図る。	継続	保険年金課
		継続	地域包括支援センター
ケア会議 介護支援専門員 連絡会 保健福祉実務者 会議	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い対象者の情報等を把握し共有することで、自殺対策の視点も念頭において、関係者間での連携強化や、地域資源の連動につなげていく。	継続	地域包括支援センター
介護申請に関する事務、 介護相談	介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や自殺リスクへとつながる危険もある。相談を通じて当人や家族が抱える様々な問題を察知し、負担軽減を図るとともに、必要な支援につなげる。	継続	保険年金課
		継続	地域包括支援センター
在宅介護者の 集い	介護従事者が日頃の悩みを共有したり、リフレッシュ、情報交換できる場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進する。	継続	社会福祉協議会
ごみ出し支援 事業	ごみ出しが困難な高齢者等からの相談に対し、収集運搬許可業者等の戸別訪問による有料のごみ出し支援を紹介する。独力でのごみ出しが困難となる背景には、孤独・孤立や認知症の疑い、精神疾患等の自殺リスクとなり得る様々な問題が潜んでいる可能性があるため、対象者の自殺リスクに気付き関係部局との連携を図りながら相談支援を行う。	継続	環境課

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
緊急通報システム設置事業	ひとり暮らし高齢者等の自宅に緊急時に援護を迅速に行うための安心通報システムを設置し、安心して生活できる環境づくりをする。	継続	保険年金課
養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者の養護老人ホームへの入所の手続きの窓口となる。入所手続きの際に、当人や家族等から問題状況等の聞き取りができれば、必要な支援先につなぐ対応をとる。	継続	保険年金課
高齢者への総合相談事業	総合的に相談を受け（閉じこもりがちや鬱状態にある高齢者、独居高齢者の孤独・貧困、老老介護の負担、虐待、ヤングケアラー等）、必要な支援を把握するため初期段階から継続して相談支援を行う。	継続	地域包括支援センター
生きがい施策（高齢者向けクラブへの活動助成）	高齢者同士の仲間づくりの機会をつくり、孤立化を防ぐとともに、活動への参加を通じて生きがいづくりを見いだせるよう、生きがい施策として高齢者向けクラブ活動への助成を行う。	継続	保険年金課
軽スポーツ大会	高齢者同士の仲間づくりの機会となり、軽スポーツを通じて生きがいづくりや社会参加、健康づくりを促進する。	継続	保険年金課
		継続	社会福祉協議会
認知症カフェ	認知症の家族がいる人、認知症に関心のある人、介護従事者等が気軽に集まれる場を設けることで、気分転換や情報交換ができる機会を提供する。また、当事者の方やその家族の個別相談に随時対応する。	継続	地域包括支援センター
介護予防教室	各種介護予防教室への参加を通じ、身体機能や脳の活性化を図るとともに、参加者同士の交流でつながりを促進し、孤立化を防ぐ。また、教室での講義の内容に高齢者のうつ、こころの健康に関する内容を取り入れることで普及啓発を図る。	継続	地域包括支援センター
		継続	社会福祉協議会
認知症サポーター養成事業	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成し、認知症の方が孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを推進し、皆で支え合う町を目指す。	継続	地域包括支援センター
		継続	社会福祉協議会
ふれあいいきいきサロン事業	各区の公民館等を利用して実施し、参加者同士の交流でつながりを促進して、孤立化や閉じこもりを防ぐ。	継続	社会福祉協議会

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
安心見守りネットワーク推進事業	民生児童委員と福祉委員が中心となった訪問により、支援が必要と思われる人は、地域見守り名簿（友愛ふれあいカード）を作成し見守りや訪問等につなげる。	継続	社会福祉協議会
食事サービス事業（まごころ弁当）	独居高齢者・障がい者等世帯を訪問し、配食を提供するとともに、安否確認することにより、自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。	継続	社会福祉協議会

重点施策２ 生活困窮者

生活困窮の背景には、「生きることへの阻害要因（自殺のリスク要因）」につながりやすい、失業や低所得、家庭内暴力や虐待、精神的・身体的な健康問題等の多様な問題が複合的に絡み合っていることが多いと言われています。

様々な生活上の課題を抱えている生活困窮者が相談しやすいように、生活困窮者自立相談支援事業の一層の周知を行い、適切な支援を受けることができるよう関係機関の連携を進めます。

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
各種納付相談	各種税金や保険料、水道料、町営住宅家賃等の支払いが困難である人の生活状況等を聞き取り、納付方法の相談に応じるとともに、必要に応じて適切な相談先へとつなぐ。	継続	税務課
		継続	子育て支援課
		継続	保険年金課
		継続	建設課
		継続	水道課
生活保護施行に関する事務	生活保護受給者や相談者が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先へとつなぐ。	継続	健康福祉課
生活困窮者自立支援事業（相談窓口）	生活保護にいたる前の早期の段階から、相談支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、一時生活支援事業（住居喪失者に一定期間、衣食住等の支援提供）等の対象者一人ひとりの状況に応じた支援を実施する。	継続	健康福祉課
		継続	社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業	町民の生活の安定のため、差し迫って必要とする生活資金を、迅速かつ低利で貸し付け、生活を経済的に支える。困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、必要に応じて適切な支援先へとつなぐ。	継続	社会福祉協議会

重点施策3 勤務・経営

様々な勤務問題に対し、関係機関と連携して、各種相談を実施するとともに、啓発に努めます。

企業や経営者が、ワーク・ライフ・バランスの考え方について理解を深め、労働者と経営者がともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができる社会の実現に向けて取り組みます。

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
生活安定対策事業（若年者の就労相談）	若年者の就労に関する相談窓口となり、就労支援を実施する。就労に関わる問題のみならず、心の悩み等を抱えている場合には必要に応じて適切な支援先へとつなぐ。	継続	産業課
商工相談（専門家の派遣）	商工会より経営アドバイザーを派遣し、小規模事業者等の様々な経営課題に関するアドバイスを継続して行い、事業者の経営力向上を図る。	継続	産業課

重点施策4 子ども・若者

令和4年の全国での小中高生における自殺者数は過去最多の514名に上ったほか、令和5年も513人と同水準で経過しています。

子ども・若者世代は抱える悩みが多様で、進級・進学、就職等のライフイベントによって人間関係や生活環境が大きく変化することから、多くのストレスを抱える可能性があります。居場所づくりや相談窓口の周知を行うとともに、関係機関との連携のもとで、切れ目のない支援を行います。

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
子ども食堂	気軽に立ち寄れ、食事を通じた安心感の醸成や世代間交流の場等の提供により「孤食」を防ぎ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを行う。	継続	子育て支援課
子どもの悩みの相談先等の紹介(情報提供)	岐阜県教育委員会と連携し、様々な悩みの相談窓口を周知する。	拡充	学校教育課 各小中学校 保健センター
児童生徒無記名アンケート事業 児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握。	客観的指標として調査結果を活用することにより、児童生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になり得る。	継続	学校教育課 各小中学校
不登校児童生徒支援事業 ・不登校児童生徒を対象に適応指導教室を設置。 ・不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習 ・生活指導等の実施。 ・不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施。	不登校児童生徒の保護者から相談があった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の支援を行う。	継続	学校教育課 各小中学校

重点施策5 女性

新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年以降、20歳代の女性で全国での自殺死亡率が大きく上昇し、現在も同水準となっています。

女性の自殺対策では、産後うつ対策等の妊産婦への支援、子育て中の女性に対する就労支援、その他各種相談支援の提供等を行います。

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
産後ケア事業	家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安等を抱える出産後概ね1年以内の母子を対象に、助産師の支援をうけることで母子とその家族が健やかに生活できるように支援する。	継続	保健センター
子育て世帯訪問支援事業 (家事・育児代行支援)	家事、育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援(代行)を実施する。	継続	子育て支援課
産婦健康診査	産婦健診でエジンバラ産後うつ病質問票を活用し、早期から必要な助言、指導により、産後うつのリスク軽減を図る。また、関係機関と連携をとりながら必要な支援の継続を行う。	継続	保健センター
子育て支援短期利用事業	保護者の疾病、その他の理由により家庭において、児童の養育が一時的に困難となった場合、一時的に児童養護施設等にて養育する。利用時に家庭の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を行うための契機となり得る。	継続	子育て支援課
養育支援訪問事業	支援が必要な家庭に対し、訪問支援員を派遣し適切な支援を実施することで、育児負担や悩みの軽減を図り、自殺リスクを軽減させる。関係機関と状況共有・調整し、実施を継続する。	継続	子育て支援課
		継続	保健センター
子育て就労応援センター	出産・子育てにより離職した母親の不安や悩みの解消や再就職支援のため、子育て就労応援センターにおいて、ハローワークの就労相談等を行い、子育てをしながら安心して働けるよう支援を行う。	継続	子育て支援課

生きる支援関連施策

自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、庁内の既存事業の中で「生きる支援」に関連する事業を掲載しました。

これらの事業の他にも多数の業務がありますが、あらゆる機会を支援のきっかけと捉え、全庁的な取組として「生きることの包括的な支援」を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない池田町」の実現を目指します。

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
伴走型相談支援 →令和7年度より「妊婦等包括相談事業」に変更予定	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐため、妊娠届出時・妊娠8か月頃・生後2か月頃に面談・アンケート等を実施し、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう支援する。	継続	保健センター
こども家庭センター (こども家庭センター型利用者支援事業)	0歳から18歳までの子ども・妊婦・その家庭が抱えるあらゆる心配事にワンストップで対応する総合窓口であり、統括支援員が母子保健分野と児童福祉分野の連携・調整を行い、相談業務に対応する。また、関係機関との情報連携や支援サービスへの提供に繋げ、家庭での問題解決を実施する。	継続	子育て支援課
防災対策事業 関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行い、防災対策を推進する。	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。災害発生時においては、被災者のメンタルヘルス対策を推進していく。	継続	総務課
交通安全対策に関する事務	交通事故等に関する相談があれば、窓口を紹介することで問題解決のきっかけとなり得る。	継続	企画課
保護司会活動補助事業 地域の保護司会の健全な運営のため、各保護司会に補助金を支給。	犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い人も少なくない。対象者が様々な問題を抱えている場合には、適切な支援先へとつなぐ。	継続	住民課

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
DV等被害者保護のための支援措置 DV等の加害者が住民票の写し等の交付制度を不当に利用し、被害者の住所の探索を防止する。	DV被害者は一般的に自殺リスクの高い人が少なくないため、必要に応じて適切な関係機関につなぐ等の対応をとる。	継続	住民課
児童虐待の対応	児童虐待は家庭が困難であることを示す1つのシグナルでもあるため、児童虐待に関する相談窓口を設置することで、保護者への支援を行い問題の深刻化を防ぎ自殺リスクの軽減を図る。	継続	子育て支援課
一時的保育事業	保護者の就労・疾病等で乳幼児の養育ができない場合に一時預かりを行い、保護者の負担軽減を図る。また、家庭の状況を把握する機会ともなり、問題を抱えている場合は、必要な支援先につなぐ。	継続	子育て支援課 各保育園
コミュニティ ママ子育て サポート事業 病児・病後児保育事業		継続	社会福祉 協議会
保育の実施 ・保育、育児相談の実施 ・家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	家庭の状況を把握し、自殺リスクの高い保護者がいた場合には、適切な支援先へとつなぐ。	継続	子育て支援課 各保育園
保育料等納入 促進事業	保育料を滞納している保護者の中で、生活面で深刻な問題を抱えている可能性がある場合、関係機関へつなぐ等の対応をとる。	継続	子育て支援課
ことばの教室 (児童発達支援事業所)	発達に悩みがある、または支援が必要な子の支援や相談を行うことで、母親の負担や不安感を軽減する。また、必要に応じて関係機関につないだり連携して支援していく。	継続	子育て支援課
		継続	ことばの教室
学童保育事業 (放課後等児童健全育成事業) 就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に放課後児童クラブで預かる。	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、必要な機関へつなぐ。	継続	子育て支援課

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別の経験は、自殺リスクを高める要因ともなり得るため、問題を抱えている対象者がいた場合は関係機関につなぐ機会となる。	継続	子育て支援課
母子・父子家庭医療費助成事務	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちである等、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいため、問題を抱えている対象者がいた場合は関係機関につなぐ機会となる。	継続	健康福祉課
心身障害者福祉手当支給事務	手当支給に際して、当事者や家族等と対面する機会を利用し、問題を抱えている場合は早期発見・早期対応への接点となり得る。	継続	健康福祉課
障がい者の訓練等給付に関する事務	障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得る。	継続	健康福祉課
ふれ愛の家げんき祭・福祉運動会開催事	障がい者相互や地域、ボランティア等と交流できる場を提供することで、居場所づくりや生きがいづくりにつながる。イベントを通し、多様性を認め合う社会を目指すことを多くの人と再確認する機会とする。	継続	健康福祉課
		継続	社会福祉協議会
障がい者虐待の対応	虐待対応を糸口に、当人や家族等を支援していくことで、背景にある様々な問題を察知し、適切な支援先へとつないでいく接点ともなり得る。	継続	健康福祉課
地域福祉推進事業	地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉ネットワークや会議体はその連動を進める上での要となり得る。地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることもできる。また、相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。	継続	健康福祉課
障がい福祉計画策定等管理事業	障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。	継続	健康福祉課

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
地域自立支援協議会の開催	医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤ともなり得る。協議会の中での議題の1つとして、地域の自殺実態や自殺対策に関する内容を取り上げることで、様々な機関の連携強化や対象者への包括的なサービスの提供等につなげられる可能性がある。	継続	健康福祉課
権利擁護の仕組みづくり ・福祉サービス等の相談受付 ・成年後見人制度利用者の相談等	判断能力に不安を抱える人の中には、精神疾患や知的障がい等を有し、自殺のリスクが高い人も含まれる可能性がある。事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となりうる。	継続	健康福祉課
		継続	保険年金課
特定不妊治療費助成事業 特定不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的負担を軽減する。	不妊に関する悩みや経済的負担は、自殺に至る要因にもなり得る。助成の相談や申請の機会は、自殺リスクのある層との接触機会として活用し得る。	継続	保健センター
はじめての一步 パパ・ママの会 (両親学級)	妊娠中の悩みや不安の軽減を図るとともに、状況把握に努め、支援が必要な対象者がいた場合には、関係機関につないだり連携を図りながら支援を実施する。	継続	保健センター
妊婦相談・母子健康手帳交付・妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に、妊娠期から出産後の相談に応じるとともに、健診費用の助成と、必要な情報提供や保健指導を実施することで、不安感の軽減を図る。支援が必要な対象者がいた場合には、関係機関につないだり連携を図りながら支援を実施する。また、妊娠中・産後のメンタルヘルスに関することや相談窓口を掲載したリーフレットを配付し周知を行う。	継続	保健センター
こんにちは 赤ちゃん訪問事業	保健師や母子保健推進員が生後2～3か月児または生後6～7か月児の家庭を全戸訪問し、育児相談や子育てに関する情報提供をすることで、育児不安の軽減を図るとともに、養育環境を把握し、支援が必要な対象者がいた場合には、適切な支援先へとつなぐ。また、産後のメンタルヘルスに関することや相談窓口を掲載したリーフレットを配付し周知を行う。	継続	保健センター

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
乳幼児健康診査 ・ 3～4 か月児健診 ・ 10 か月児健診 ・ 1 歳 6 か月児健診 ・ 3 歳児健診	子どもが将来、自分を認め、「生きることは価値がある」と思い自信を持ち生きていくためには、乳幼児期からの家庭内での保護者との関わりが重要となる。子どもが家庭の中で、子どもの頃から愛情を受けて育ったと感じ、自己肯定感を育んでいけるよう、乳幼児健診の機会に個別相談や啓発活動等の総合的な取組を行う。また、育児相談や保健指導を実施することで、保護者の育児負担の軽減を図るとともに、家庭の生活状況や抱える問題等の把握をし、支援が必要な対象者がいた場合には、関係機関につないだり連携を図りながら支援を実施する。	継続	保健センター
うさちゃんひろば（発達支援教室）	発達に悩みがある、または支援が必要な幼児に、親子遊びを通して子どもとの関わり方を学び家庭で実践できるよう支援し、専門家が相談に応じることで、保護者の負担や不安感を軽減する。また、必要に応じて関係機関につないだり連携を図りながら支援を実施する。	継続	保健センター
保健師による訪問・電話指導 健診、相談等や他機関から要請があり訪問・電話支援が必要と思われる対象者に対して、適切な支援を行う。	訪問・電話指導を通じて対象者が抱えている問題を把握し、必要な助言を行うとともに、関係機関につないだり連携を図りながら支援を実施する。	継続	保健センター
特定健診・特定保健指導 30 歳代健診・結果説明会	特定保健指導、30 歳代健診結果説明会の際の生活習慣振り返りアンケートにこころの健康に関する項目を追加し、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要に応じて関係機関につないだり連携を図りながら支援を実施する。また、健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、問題解決のきっかけづくりとする。	継続	保健センター

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
国民年金受付業務	年金の支払いを期限までに行えない町民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的支援」のきっかけと捉え、様々な支援へとつなげる。	継続	保険年金課
葬祭費 ・国民健康保険被保険者の死亡に対し、一時金を支給。 ・後期高齢者医療被保険者の葬祭費の受付業務を実施。	葬祭費の申請を行う人の中には、大切な人との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面等で様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている人もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした人を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。	継続	保険年金課
地域包括ケア 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点を設置する。（一部事業は社会福祉協議会委託）	地域包括ケアシステムの拠点は、地域包括ケアと自殺対策との連動を進める上での中心的役割を担いうる。拠点における種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、町民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは自殺対策（生きることの包括的支援）にもなり得る。	継続	地域包括支援センター
空家等対策事業 空家等に関する相談や助言等の実施、空家等適性管理の促進に関する計画策定をする。	空家等の所有者を対象に様々な相談に対応することで、空家を所有する将来の不安等の精神的ストレス軽減につなげる。また、住宅に困窮する低所得者に対して、低家賃で賃貸する空家を紹介することで、生活の安定と社会福祉の増進を図る。	継続	建設課
土木管理に関する事務 道路及び河川使用の適正化指導に関する事務。	通報・苦情対応等で巡回した際、ハイリスク者を把握する機会ともなり、自殺事案の発生を未然に防ぐ手立てともなり得る。	継続	建設課

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
消費生活対策事務・消費者相談、情報提供・消費者教育、啓発・消費者団体活動支援	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクが高まっている可能性もある。相談者があった場合、必要な相談窓口へとつなげる。自殺リスクの高い生産者から相談を受けた場合、適切な相談窓口へとつなぐ。	継続	産業課
農協農業アドバイザー紹介事業 農協農業アドバイザーが生産から流通・加工までの幅広い視点から指導助言を行う。	自殺リスクの高い生産者から相談を受けた場合、適切な相談窓口へとつなぐ。	継続	産業課
労政広報紙掲載事業	過重労働や長時間労働等の労働に関する問題に対応を行う機関の情報等を掲載することで、それらの問題を抱え自殺リスクが高まっている労働者が様々な支援先へつながるきっかけともなる。	継続	産業課
地域産業の育成・発展 (経営者支援セミナー等)	商工会と連携し、経営者支援セミナーや、中小企業経営基盤強化事業の実施等を行う。セミナーにおいて、自殺対策に関連する内容を取り入れることで、経営者に健康管理の必要性を訴える機会とし得る。	継続	産業課
中小企業資金融資	融資の機会を通じ、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺リスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる。	継続	産業課
新規就農総合支援事業 事前面談により取組状況の確認や指導をし、適正であれば補助金を交付する。	新規に就農しているため、経営状態に問題を抱えていた場合、複数の関係機関(町・県・農協)が情報を共有し、具体的な解決策を提案する等、自殺防止のための支援をすることができる。	継続	産業課
地区祭りの開催 公民館単位地区で祭りを開催するための補助を実施。	地域でのつながりやネットワーク強化を図り、孤立化を防ぐとともに安心して生活できる地域づくりを促進する。	継続	産業課
自然保護パトロール区長等のメンバーで年1回巡回を実施。	見回りの際、ハイリスク者を把握する機会ともなり、自殺事案の発生を未然に防ぐ手立てともなり得る。	継続	産業課

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
水道料金徴収業務	水道料金の滞納者の中で、生活面等で深刻な問題を抱えている可能性がある場合、関係機関へつなぐ等の対応をとる。	継続	水道課
学校評議員制度 学校長の経営・教育方針について評議員に説明し、意見を交換する。	児童生徒の近況報告を行うことにより、問題を抱えた子ども又は保護者の見守りができる。	継続	学校教育課
就学支援委員会・いちご教育相談 保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できるよう指導・助言する。	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。	継続	学校教育課
奨学金に関する事務	就学の際、経済的困難を抱えている児童生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。費用補助の際、保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。	継続	学校教育課
被災児童生徒就学援助事業 被災の理由により就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費を援助する。	援助提供時に保護者と相対する機会があれば、保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自殺のリスクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へつなぐ等の支援の接点になり得る。	継続	学校教育課

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
教職員への支援 ○池田町教育センター事業 ○安全衛生管理事業 ○ストレスチェック事業 ○多忙化解消事業	学校職員（支援者）の健康管理等を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。	継続	学校教育課
キャリア教育 職場実習体験を通じ、望ましい勤労観、職業観を育てる。	職場実習体験を通じて、様々な世代とのコミュニケーション能力を身につけたり、就業時に直面し得る様々な勤労問題についても学ぶことができれば、将来、問題を抱えた際の対処法等を早い段階から学ぶことができる。	継続	学校教育課 中学校
P T A活動補助	セミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。役員会の場で相談先の情報等をあわせて提供することで、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることができる。	継続	学校教育課 各小中学校
学校ボランティア支援事業 学校が実施する様々な授業へのボランティア参加に対する支援を実施。	子ども達が様々な知識や技能を持つ地域の人々と接したり、日常生活・学校生活と違った体験をする機会となり、視野を広げたり学びの充実を図ることができる。	継続	学校教育課 各小中学校
生活指導・健全育成（教職員向け研修等） 問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させる。	問題行動を起こす児童生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ることもできる。	継続	学校教育課 各小中学校
生活指導・健全育成	保護者に対して、子育てをはじめとする様々な相談に応じることで、家庭の直面している問題に早期に気づき、適切な関係機関につなげる等、必要な支援への窓口となり得る。	継続	学校教育課 各小中学校

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
男女共同参画 推進事業	各種啓発イベントや講座において、自殺対策に関連するリーフレットを設置することで、町民への普及啓発を図る。	継続	社会教育課
池田ジュニア指導者委嘱 ・池田ジュニア指導者を委嘱し、中学校の部活動を支援する。	多忙な教員にとって部活動の監督指導は少なからず負担となっている側面がある。池田ジュニア指導者を委嘱することにより、町民と連携・協力池田ジュニアを実施することで教員に対する支援を強化し得る。また、生徒にとっては身近な相談者ともなり得る。	継続	総合体育館
放課後等デイサービス とらいあんぐる 障がい児を放課後、長期休暇中に預かる。	保護者への介護負担の軽減を図りながら、障がい児の療育支援を行う。	継続	社会福祉協議会
障害福祉サービス事業所 ふれ愛の家の運営 ・生活介護 ・就労継続支援B型 ・精神・知的・身体障がい者を受け入れる。	ふれ愛の家通所により障がい者の日常生活能力の維持向上を目指し、社会性を高め、一般就労を視野とする支援を行う。	継続	社会福祉協議会



計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 池田町のち支える自殺対策推進本部・幹事会

池田町役場内において、町長をトップとし自殺対策関係部局で構成する庁内組織であり、緊密な連携と協力により全庁を挙げて自殺対策を総合的に推進します。

池田町のち支える自殺対策推進本部には、本部長を町長、副本部長を副町長、本部員を教育長・各部長としています。また、所掌事務の専門的な検討及び調査を行うため幹事会を置き、各課長又は施設長が幹事となっています。

(2) 池田町のち支える自殺対策ネットワーク会議の開催

池田町のち支える自殺対策ネットワーク会議を設置し、関係機関及び各種団体等と情報交換や連携をすることで、生きるための包括的な支援を推進します。

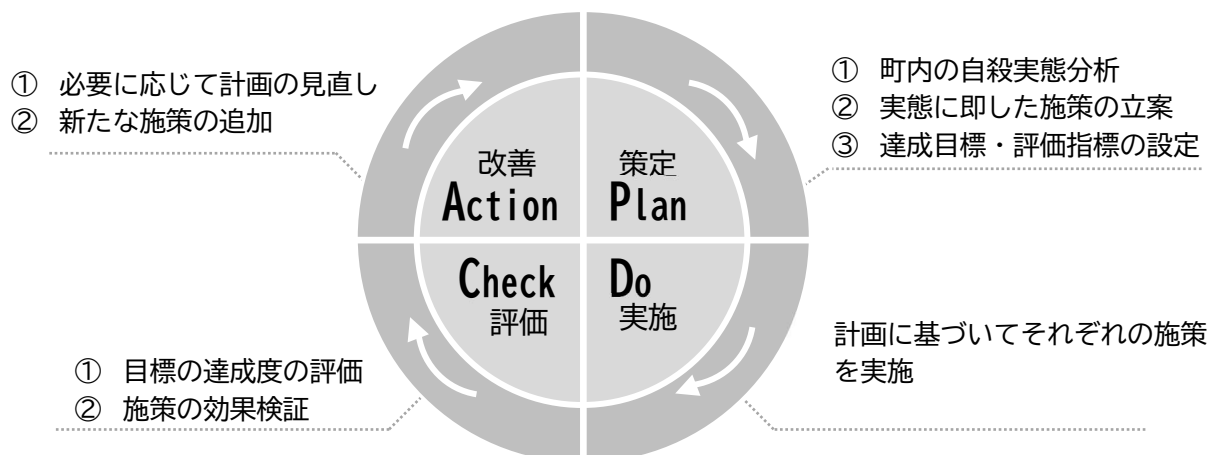
池田町のち支える自殺対策ネットワーク会議委員

- | | | | |
|-------------|--------|---------|---------|
| ・医療・福祉・保健機関 | ・町民の代表 | ・教育機関 | ・商工労働関係 |
| ・警察・消防 | ・民間団体 | ・その他団体等 | |

2 計画の進捗管理

この計画の取組状況については、事務局である保健センターにおいて把握し、実施状況を評価しながら計画の適切な進捗管理に努めます。

なお、進捗状況の管理については、自殺対策施策を総合的かつ効果的に推進していくために、PDCAサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。





資料編

1 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人としてともに尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年三月三〇日法律第一一号）抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」のポイント



- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■ 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
■ 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。 1

「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
 - ・自殺への影響について情報収集・分析
 - ・ICT活用を推進
 - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
 - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
 - ・関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - ・こども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する(新)**
 - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 重点施策の拡充内容については、P.3-4
1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
 8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
 9. 遺された人への支援を充実する
 10. 民間団体との連携を強化する
 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
 13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続(平成27年:18.5⇒令和8年:13.0以下) ※令和2年:16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
 - ・指定調査研究等法人(いのちを支える自殺対策推進センター)が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
 - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
 - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ■地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ■地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援 ■地域自殺対策推進センターへの支援 ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援 ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援 ■自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進	2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ■自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ■児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進 ■自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発 ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及 ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進	3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ■自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用 ・相談機関等に集約される情報の活用検討 ■子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動 ・自殺等の事案について詳細な調査・分析 ・予防のための子どもの死に検証(CDR: Child Death Review)の推進 ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握 ■コロナ禍における自殺等の調査 ■うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究	4.自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る ■大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ■連携調整を担う人材の養成 ■かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上 ■教職員に対する普及啓発 ■介護支援専門員等への研修 ■ゲートキーパーの養成 ・若者を含めたゲートキーパー養成 ■自殺対策従事者への心のケア ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援 ■家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援
5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ■職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・パワハラ・セクハラ対策の推進、SNS相談の実施 ■地域における心の健康づくり推進体制の整備 ■学校における心の健康づくり推進体制の整備 ■大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進	6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする ■精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ■精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実 ■子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 ・子どもの心の診療体制の整備 ■うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策	7.社会全体の自殺リスクを低下させる ■相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化 ■ICT（インターネット・SNS等）活用 ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。 ■インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化 ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進 ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施 ■ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援 ■性的マイノリティの方等に対する支援の充実 ■関係機関等の連携に必要な情報共有 ■自殺対策に資する居場所づくりの推進 ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進 ■報道機関に対するWHOガイドライン等の周知 ■自殺対策に関する国際協力の推進	3

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ■地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ■救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実 ■医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備 ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進 ■居場所づくりとの連動による支援 ■家族等の身近な支援者に対する支援 ・傾聴スキルを学ぶ動画等の作成・啓発 ■学校、職場等での事後対応の促進	9.遭った人への支援を充実する ■遺族の自助グループ等の運営支援 ■学校、職場等での事後対応の促進 ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進 ■遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進 ■遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ■遺児等への支援 ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化	10.民間団体との連携を強化する ■民間団体の人材育成に対する支援 ■地域における連携体制の確立 ■民間団体の相談事業に対する支援 ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充 ■民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援
11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する ■いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ■学生・生徒への支援充実 ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進 ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やツラい支援情報の発信を推進 ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築 ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保 ■SOSの出し方に関する教育の推進 ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進 ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築 ■子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実 ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進 ■知人等への支援 ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり ■子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備 ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討	12.勤務問題による自殺対策を更に推進する ■長時間労働の是正 ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進 ・勤務間インターバル制度の導入促進 ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進 ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進 ・副業・兼業への対応 ■職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ■ハラスメント防止対策 ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止	13.女性の自殺対策を更に推進する (新設) ■妊産婦への支援の充実 ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進 ■コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援 ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援 ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実 ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援 ■困難な問題を抱える女性への支援

3 池田町いのちを支える自殺対策計画 計画策定経過

開催日時	審議内容等
令和6年7月1日	第1回池田町いのちを支える自殺対策推進本部幹事会 (1)池田町いのちを支える自殺対策計画の概要 (2)池田町の自殺の現状 (3)第2期池田町いのちを支える自殺対策計画策定スケジュール (4)健康に関する意識調査(案) (5)自殺対策計画進捗確認シートの提出について
令和6年7月11日	第1回池田町いのちを支える自殺対策ネットワーク会議 第2期池田町いのちを支える自殺対策計画策定について (1)池田町いのちを支える自殺対策計画の概要 (2)池田町の自殺の現状 (3)第2期池田町いのちを支える自殺対策計画策定スケジュール (4)健康に関する意識調査(案)
令和6年7月25日～ 令和6年8月19日	健康に関する意識調査 調査対象：池田町在住の20歳以上から800名 有効回答数：352通（有効回答率：44.0%）
令和6年12月3日	第2回池田町いのちを支える自殺対策推進本部幹事会 (1)池田町健康に関するアンケート調査結果 （休養・こころの健康づくり）について (2)第2期池田町いのちを支える自殺対策計画素案について
令和6年12月17日	第2回池田町いのちを支える自殺対策ネットワーク会議 (1)池田町健康に関するアンケート調査結果 （休養・こころの健康づくり）について (2)第2期池田町いのちを支える自殺対策計画素案について
令和6年12月25日～ 令和7年1月24日	パブリックコメント
令和7年2月3日	第3回池田町いのちを支える自殺対策推進本部幹事会 (1)第2期池田町いのちを支える自殺対策計画（案） パブリックコメント結果について (2)第2期池田町いのちを支える自殺対策計画（案）について
令和7年2月17日	第3回池田町いのちを支える自殺対策ネットワーク会議 (1)第2期池田町いのちを支える自殺対策計画（案） パブリックコメント結果について (2)第2期池田町いのちを支える自殺対策計画（案）について

4 池田町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、池田町いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。

4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 本部に、所掌事務の専門的な検討及び調査を行わせるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は民生部長をもって充て、副幹事長は保険年金課長をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる課長又は施設長及び課長又は施設長が指名する職員をもって充てる。

5 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

- 7 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 8 幹事長は、幹事会における検討及び調査の進捗状況を本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、保健センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月14日要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

教育長、総務部長、民生部長、総括部長、建設部長、水道部長、教育委員会事務局長
--

別表第2 (第6条関係)

総務部長、民生部長、総括部長、建設部長、水道部長、教育委員会事務局長、総務課長、企画課長、税務課長、住民課長、環境課長、子育て支援課長、健康福祉課長、保険年金課長、建設課長、産業課長、池田温泉総支配人、水道課長、学校教育課長、社会教育課長、総合体育館長、図書館長、保健センター所長
--

5 池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は議長をもって充て、副会長は医師会代表をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる機関及び団体（以下「団体等」という。）の代表者又は団体等から推薦された者をもって充てる。

- (1) 医療・福祉・保健機関
- (2) 町民の代表
- (3) 教育機関
- (4) 商工労働機関
- (5) 警察・消防
- (6) 民間団体
- (7) その他の団体

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長はネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、保健センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

6 池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議委員名簿

(敬称略)

職名等	氏名	備考
池田町医師会代表	今村 寧	副会長
池田町歯科医師会代表	朝井 康行	
池田町薬剤師代表	竹中 一美	
池田町議会議長	重綱 秀次	会長
池田町区長連合会長	久保田 芳徳	
池田町民生児童委員協議会長	森内 繁正	
揖斐県事務所 福祉課長	家坂 源太	
西濃子ども相談センター所長	中島 康德	
西濃保健所 健康増進課長	丹羽 由香里	
池田町教育委員会教育長	高橋 利行	
南部校長会長（温知小学校長）	森 泰誠	
池田町商工会長	野原 昭弥	
揖斐警察署 池田警部補交番長	斉藤 康敏	
大垣消防組合 北部消防署長	森田 正浩	
池田町社会福祉協議会事務局長	岡崎 弘晃	
池田町シニアクラブ会長	栩川 貞男	
池田町人権擁護委員協議会代表	高野 茂一	

【事務局】

職名等	氏名	備考
池田町役場民生部長	加納 豊文	
池田町役場民生部保健センター所長	小川 祐貴子	
池田町役場民生部保健センター課長補佐 兼保健指導係長	森 亜紀	
池田町役場民生部保健センター保健師	松井 かおり	

7 用語解説

【あ行】

◆いのち支える自殺対策推進センター

厚生労働大臣より指定を受けた指定調査研究等法人。自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、効果的かつ効率的に自殺対策関連事業を推進するために必要な研究や検証の強化等を行っている。

【か行】

◆介護予防

要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。

◆協働

住民、事業者、行政、NPO等、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

◆健診

健康診断あるいは健康診査の略語で、全身の健康状態を確認する目的で行われるもの。

◆コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。

【さ行】

◆心疾患

心臓病。心臓の疾患の総称。

◆自殺死亡率

人口10万人当たりの自殺者数。

◆自殺者割合

厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」に基づき、自殺者の年齢階級別や職業別、原因・動機別自殺者数等を集計した割合。

◆スクールカウンセラー

学校現場で、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等への助言・援助を行う臨床心理士等、心理臨床の専門的な知識・経験者のこと。

◆ スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく者。

【た行】

◆ 特定保健指導

特定健康診査の結果により生活習慣を見直す保健指導が行われる。動機付け支援・積極的支援の2段階がある。

◆ 地域自殺実態プロファイル

自殺総合対策推進センターが、地域自殺対策を支援するために、地域の自殺の実態を詳細に分析し、特徴をとりまとめた資料。

【な行】

◆ 認知症

脳の病気や障がい等、様々な原因によって認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態のこと。認知症にはいくつかの種類がある。

◆ 脳血管疾患

脳血管疾患には、脳卒中以外にも高血圧性脳症・脳血管性認知症等を含む脳の血管のトラブル全般が含まれている。高齢になればなるほど発症率が高く、死につながるが多くなっている。

【は行】

◆ パブリックコメント

公的機関が規則等を定める際に、広く市民の意見を募集し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指す手続き。

◆ ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども・若者のこと。

◆ ワーク・ライフ・バランス

仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった生活との調和をとり、両方を充実させる働き方・生き方。

【英字】

◆ P D C A サイクル

計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後の action では check の結果から、最初の plan の内容を見直して、次回の plan に結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

◆ S D G s

Sustainable Developmental Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標のこと。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。

第2期
池田町いのち支える自殺対策計画

令和7年3月
発行 池田町
編集 民生部 保健センター
〒503-2417 岐阜県揖斐郡池田町本郷 1628-2
TEL 0585-45-3191 FAX 0585-45-8688
